

平成22年第1回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成22年3月5日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成22年3月18日 午前10時00分			議 長 太 田 重 喜	
	延会	平成22年3月18日 午後5時16分			議 長 太 田 重 喜	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	辻 浩 一	出	10番	副 島 孝 裕	出
	2番	山 口 忠 孝	出	11番	田 中 政 司	出
	3番	田 中 平 一 郎	出	12番	織 田 菊 男	出
	4番	山 下 芳 郎	出	13番	神 近 勝 彦	出
	5番	山 口 政 人	出	14番	田 口 好 秋	出
	6番	小 田 寛 之	出	15番	西 村 信 夫	出
	7番	大 島 恒 典	出	16番	平 野 昭 義	出
	8番	梶 原 睦 也	出	17番	山 口 要	出
	9番	園 田 浩 之	出	18番	太 田 重 喜	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	健康づくり課長	蒲原 知愛子
	副市長	古賀 一也	こども課長	永江 邦弘
	教育長	杉崎 士郎	産業建設課長	宮崎 和則
	会計管理者	田中 明	学校教育課長	
	嬉野総合支所長	岸川 久一	社会教育課長	植松 幸男
	総務部長	大森 紹正	総務課長(支所)	坂本 健二
	企画部長	田代 勇	市民税務課長(支所)	小野 彰一
	健康福祉部長	片山 義郎	新幹線整備課長	須賀 照基
	産業建設部長	一ノ瀬 真	観光商工課長	山口 久義
	教育部長	桑原 秋則	健康福祉課長	
	総務課長(本庁)	中島 直宏	農林課長	松尾 保幸
	財政課長	徳永 賢治	建設課長	中尾 嘉伸
	市民税務課長(本庁)	渕野 美喜子	環境下水道課長	池田 博幸
	企画企業誘致課長	井上 嘉徳	農業委員会事務局長	
	地域づくり課長	中島 文二郎	水道課長	
	福祉課長	江口 常雄	古湯温泉課長	
代表監査委員				
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	江口 幸一郎		

平成22年第1回嬉野市議会定例会議事日程

平成22年3月18日（木）

本会議第6日目

午前10時 開議

日程第1 議案質疑

議案第23号 平成22年度嬉野市一般会計予算

午前10時 開議

○議長（太田重喜君）

皆さんおはようございます。連日大変お疲れでございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 議案質疑を行います。

議案第23号 平成22年度嬉野市一般会計予算について質疑を行います。

最初に、平成22年度嬉野市予算に関する説明書1ページから16ページまで、第4表地方債までの質疑を行います。質疑はありますか。山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

当初予算の7ページになりますんですが、その前に担当から当年度の予算説明書というものをいただきまして、これが私初めてで非常にわかりやすかった資料をいただいて、嬉野市の財政状況を一覧にした表をいただいております。この中で7ページの18款の繰入金ですね、この分が全体の収支の中で大きなウェートを前期までありましたんですが、今期が4,389万6,000円、前年度が5億618万1,000円ということで4億6,200万円ほどマイナス減っておるわけです。この成果と、また減ってる理由等々お聞かせください。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

前年が5億618万1,000円、平成22年度が4,389万6,000円ということで4億6,228万5,000円、率にして91.3%の減というふうになっております。この基金というのは、この場合一般会計を編成する場合歳入が確保できなかったために基金の取り崩しを昨年行っております、財政調整基金とかからですね。ただ、昨年度はそういうふうにして当初予算におきましては基金から取り崩さないで総予算額を確保できなかったということになります。ただ、この繰り入れた基金につきましても平成21年度におきましてすべて結果的には繰り戻すことができお

ります。22年度につきましては、骨格予算ということもありまして、基金から取り崩す必要がなく予算編成ができたということになります。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

それでは、本年度については基金を大きく取り崩さなくてよかったということで理解したらよろしいですね。はい、承知いたしました。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

それじゃ、まず今の関連でいきたいと思うんですけども、これは後で事項別明細等に入ってからがいいかと思ったんですけども、今回基金を取り崩さなくてよかったということの反面、言いたいことわかるでしょう、臨財が物すごくふえてるんですよ。たまたま臨財をこうして使ったから、繰入金しなくてよかったわけですよ。だから、この臨財については、もう次のところで行いますけれども、そういう形で答弁されると、私も何となく腑に落ちない点がありまして、臨財というのはあくまでも借金です、100%交付税措置と言いながらも借金なんですよ。この臨財が今回されて今骨格予算とおっしゃいましたけれども、この中に子ども手当をとって5億円、そしたらもう本当これ肉づけと変わらないんですよ。だから、何であえてこういう予算に対して骨格予算とおっしゃるのかということが私は不思議でならない。その点だけ、骨格予算ということだけお答えをいただきたいと思います。臨財については、後でまた御質問したいと思いますので。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

確かに総額としては前年よりは上回っております。そして、骨格予算ということで当初にも説明されておりますが、この骨格予算、基本的には継続的な事業につきましては当初から計上をさせていただいております。そういうことで、新しい新規の事業、これにつきましては今度の肉づけ予算でお願いをしていくということになりますが、扶助費関係の増額等によって予算全体総額というのは上がっております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

これは1回目ですので、済みません、議長、関連のは終わりました、次の新しい質問ですので。

それじゃ、まず第1点ですけれども、本市の標準財政規模というのはどれくらいになってるのか、そしてまた標準財政規模に対する当初予算額の割合、これについておわかりであればお答えをいただきたいと思いますし、そしてまたこの当初予算に対する標準財政規模に対する当初予算額の割合、これが類似団体あるいは県下の他市との比較を見てどういう状況なのかということまでおわかりであればお答えをいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

標準財政規模につきましてですけれども、平成21年度、22年度はまだでございますので、平成21年度で73億647万9,000円になります。

それから、他市の状況については、今手元に資料持ち合わせておりませんので、必要であれば後で準備をいたしたいと思います。

それから、標準財政規模に対する平成22年度の予算割合ということでございますけれども、ここがちょっとまだ分析できておりません。予算編成の際、当然積み上げておりますが、今ここでちょっと数字お答えできる資料を手元に持っておりません。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

それ答えていただかないと、私も次の質問に進めないんですよ。当然予算をつくる場合、積み上げ予算ではいけないわけです、それはおわかりでしょう。だから、そういうことについても今シーリング等々やりながら予算をつくっておられるわけであって、大体標準財政規模に対するその当初予算の割合っていうものを枠がある程度あるんですよ。適正な割合っていうのはどれくらいかと。だから、それでそこところで答弁がないと、ちょっと私ももう後質問に窮するわけでありまして、どうしようかな、ちょっと暫時休憩してもらっていいですか。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午前10時9分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。（17番山口 要君「次の質問」と呼ぶ）山口要議員。

○17番（山口 要君）

それで、今回のこの当初予算を見ましたときに、実は自主財源の構成比が、これが予算だけで見ましたときに平成20年度が35、平成21年度が34.7、今年度については29.1ですよ。依存財源についてはその逆ですから、平成20年度で65、平成21年65.3、平成22年度で70.9と、ますます依存財源に頼る率が高まってきておりますし、そしてまた歳出で見ましたときに義務的経費が平成20年度47.7が21年度48.4、今年度については49.7、そしてその他の経費においても平成19、20年度が42.1、21年度が43.7、今年度については46.6と、ますますこの中でもう入る分は少なくて出る分がもう絶対出さなきゃならない予算というものがどンドンどんふえてきてるわけですよ。この言葉で言いますと、もう自主財源というより依存財源に頼ってしまうその傾向がますます顕著になってきてる、もう三割自治以上の形になってきてるわけですよ。こういう中であって、先ほど私は前段の質問にもう一つ行きたかったんですけどもね。だから、やっぱり予算をつくる際に、そこら辺のところをどうしても義務的経費、その他の経費がふえる分については、もうどうしようもない部分がありますけども、そこら辺を十分踏まえてやっていかないと、今後の嬉野市の財政、将来を見たときに非常に厳しい形、夕張市とまではいきませんが、そういう状況になるというふうな危機感を私は抱いているんですよ。そういう点について財政課長どう思います。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

確かに御質問ありましたけども、御意見のとおりだと思っております。今回初めて私も平成22年度当初予算についてタッチをいたしたところですが、ここにお上げいたしております当初予算説明資料、この数字を積み上げる際に自主財源の減少、依存財源が当然増大するわけですけども、それと義務的経費の増大関係、非常に危惧をいたしております。近い将来には、もう大型事業も控えておるということで、22年度予算につきましては今までどおり予算枠配分をとりながら、その中でどういった事業ができるかということで要求の審査をさせていただいたところです。将来的見込みについては、地方交付税等によって大きく左右される部分がございます。それから、税収見ますと、今のところ大きな伸びというのは期待できない状況にある、逆に減少していくのではないかというふうな状況にあるということで、議員同様将来の財政基盤について不安を感じる場所もございます。しかし、これをどうやって克服していくかということで、今までもですが、今からも引き続き勉強、研究、調査していく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

それで、これは私も以前言った経緯もあるわけなんですけども、今予算編成に当たってシーリング、枠予算ということで編成をしておられますね。でも、このシーリング予算そのものが少しマンネリ化してきてるんじゃないかなという気が私はしてるわけなんですよ。要するに各課にシーリング枠をやって、こういう中でしなさいと言ったときに、果たしてその中でどれだけ精査ができてるのかどうか、この予算全体を見たときに、私は少し疑問に思う点があるわけなんですよ。今それこそ民主党がやってる事業仕分けじゃないですけども、やはりもう少しそこら辺の各課において、私はもうシーリング取っ払えとまで言いたい部分があるんですけども、それにしたらもっと膨れ上がる可能性があるからそこまで言いませんけども、シーリングはシーリングで行いながら、よりもっと突っ込んだ形で事業仕分け、各課の中のそこら辺をやっていったほうがいいという気がいたしますけれども、市長いかがお考えですか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

まず、今回の予算組みにつきましては、議員御発言のように私もずっとやっておりますけども、20%台に落ちたというのは初めてでございまして、非常に心配をしておるところでございまして、それこそ御発言のように三割自治という形の基本的な部分が崩壊しつつあるというふうに考えております。全国的な傾向だと言われておりますけども、そういうことでより見直しをしていかなければならないというふうに思っておるところでございまして。非常に節約をしながらやってるつもりでありますけど、なかなか厳しいところがございまして。後で議員御発言の件につきましては、既に今回当初のあれで間に合いはいたしませんでしたが、一応今回の予算に限らず今後の問題につきましては、ほかの自治体等の実態等も研究をしながら、もう一回事業を見直す方法を検討するようというところで指示をいたしております。そういうことで今議会終わりましたら、いろんなことで研修、また情報収集等もして欲しいと思いますので、それをぜひ取り入れていながら、より次期に向けてはしっかりした形での取り組みができるようにやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

一応やっぱりもう来年度からに向けては、先ほど言ったどれくらいの事業仕分け、こういう小さな町でできるかどうかわかりませんが、やっぱりそこら辺も少し念頭に置きながら予算編成というものをやっていただきたいということを要望をしておきたいと思いますし、そして今回先ほど来骨格予算ということをおっしゃっておられますけども、骨格予算確かに投資的経費というのがここで出るのが投資的経費ということですね。それが7.9が3.8、半分ということでもありますけども、その分が7.9になったときに前年と同じような形の肉づけ予算ということでもありますけども、ただ肉づけ予算をする場合に、予算どっから持ってくるんですか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

肉づけ予算の財源ということでございます。肉づけ予算の財源につきましては、地方交付税、これは当然当初予算として算定をいたしておりますが、地方交付税が確定するのは大体8月末ぐらいになるかと思いますが、現在地財計画では6.8%の伸びというふうなことで示されております。そういう中で、今回市が予算化をいたしましたのは38億7,700万円ということでございますが、この地方交付税の中で留保財源として約1億8,000万円ほど財源を留保をいたしておるところです。この留保につきましては、当然肉づけ予算あるいは9月、12月に毎年補正予算組むわけですが、その際どうしても予算が膨れ上がる傾向にあります。そういう財源として留保をいたしておるところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。4回目になりますよ。

○17番（山口 要君）

これ切って、じゃ……。

それじゃ、ちょっと一遍切ります。

そして、じゃ次に、次の質問。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

それでは、じゃ次に行きます。

もう4回目だけ1回だけ許していただけますか。

今交付税に1.8億円を留保財源にするとおっしゃいましたよね。1.8億円で肉づけできます、

正直なところ。私は1.8億円今回骨格予算に1.8億円加えてそれが肉づけ予算になると思います。思わないんじゃないですか。あと何らかの予算を持ってこないと、当然肉づけにはならないんですよ。110億円あって1億8,000万円、1%ですよ、それが骨格と肉づけの違いになりますか。私はそうじゃないと思うんですよ。当然私はこれ留保財源交付税でしてるとおっしゃいますけれども、いずれの時期か今先ほど財政課長は基金のことでおっしゃいましたけれども、これ基金を繰り入れしないと肉づけできないはずですよ、繰越金がどれだけ出てくるかわかりませんが。交付税にしても、今おっしゃったように、もう8月以降ですよ、確定するのはね。その前に肉づけしようといってもできないわけですよ。だから、そういういいかげんとは言いせんけどもね、1億8,000万円留保財源持ってて、それが骨格だ、肉づけっていうそういう答弁はやめてくださいよ。財政課長そのものが何回も言いますけれども1億8,000万円肉づけになるとお考えですか。そのことと、もう一つはじゃ1億8,000万円足りなかった場合、どっから予算を持ってくるのかということだけお答えをいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

先ほど肉づけ財源ということで地方交付税の1億8,000万円ということでお答えをいたしましたところでございますが、このほかに議員おっしゃるとおり剰余金、繰越金ですね、これが昨年4億円ほど出ておりますが、21年度決算におきましても2億円ないし3億円、4億円弱ぐらいの繰越金が見込まれますが、4億円まではいかないかもわかりませんが、2億円ないし3億円、合わせますと約4億円ぐらいの留保財源となるのではないかと思います。当然これ地方交付税確定するのは8月、繰越金確定するのは5月でございますけれども、予算化をいたすのは9月か12月になるかもわかりませんが、その間当然議員のおっしゃるとおり基金の取り崩しも考える必要があるかと思います。肉づけ予算額については、まだ今のところ6月でお示しをすることになりますので、どれくらいになるか確定はしておりません。

以上でございます。（17番山口 要君「ちょっと暫時休憩していただけます、暫時休憩と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

ほかにございませんか。平野議員。

○16番（平野昭義君）

先ほど市税のことがいろいろありますけど、私として考えていったときに、昨年度決算の額から考えた場合には、あと一年間で先ほど交付税のこと言われましたけど、どれくらい見込みがあるのか、昨年の交付税の決定額は42億9,000万円ですから、地方に強くという世の中の民主党の話ですけど、そういう点ではその倍ぐらいを交付税を見込んでおられますか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

地方交付税の見込みということでございますけども、後のほうで出てくるかと思えますけども、予算書の90ページにおきまして、ここで平成22年度の地方交付税として掲示をしてお願いをいたすようにしております。額的には普通交付税、特別交付税合わせまして41億3,700万円ということで計上をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野昭義議員。

○16番（平野昭義君）

この予算というとは、家庭で言えば収入ですけど、世の中はどこの家庭でも入りをはかって出るを制するということが基本ですけど、そういう点にしては、またこういうふうな情勢は家庭とは一様にはいきませんが、ある程度入る金を総合的に考えた場合は、出ることも総合的に考えて、先ほどのシーリングの話でありましたけど、私としてもやっぱり市長にも4年間のことの当初のこと言いましたけど、やっぱり思い切って削減するものは削減して、投資するなら投資すると、そういうふうな世の中に変わってきたんじゃないかと、満遍なく去年したからことしもするじゃなくして、やっぱり場合によってはゼロになすということもあるし、場合によっては百になすと、そういうような物の考え方が財政課には必要でございますけど、いかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

議員御意見のとおり、そういうふうに思っております。シーリングの話出ましたけども、もう数年経過をして実施をしてきたところです。若干見直すところもあるんじゃないかと考えます。そういう中で仕分けについてもお話出ましたが、今年度3月末、今月の末ごろに

なりますが仕分け作業というのがどういうものかということでもちょっと勉強するようによその市の仕分け事業実施しているところがありますので、そういうところに勉強させていただきたいということで職員を派遣するようにはいたしております。

以上です。（16番平野昭義君「はい、最後です」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

平野議員。

○16番（平野昭義君）

これについて去年の新聞でも皆さん御承知ですけど、調定額に対する決まった額に対する徴収率が佐賀県一に悪いと、こういうことも本当はなぜ悪いかという反省をしながら、そしてまた悪いところには思い切った対策を打ち、80.5%ということは、これちょっと考えられん数字ですから、それについては今後努力目標は財政課としてどう考えておるんですか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

徴収関係でございますけども、県下でもう御承知のとおり一番低いということになります。これ算定の仕方にもよりますが、これ80.2%というのが現年、過年度合わせた数字になります。だからといって現年も悪いのかといいますと、現年度の徴収率自体が最下位ではございませんで、上位とは言いませんが最下位ではありません。そういう中で、過年度が加わる関係で大きく徴収率下がっておりますが、大口滞納といいますか、倒産等によるものも含めましてですけども、この大口滞納の占める割合が非常に大きなウェートを占めております。そういう中でどうしても全体的徴収率が上がってない状況にありますけども、体制といたしましては県への派遣ですね、そういう事業あるいはコンビニ収納とか強制執行の強化については、以前より増して対策を講じられてるところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかに質疑ございませんか。神近議員。

○13番（神近勝彦君）

後で聞こうかと思っていたんですが、すべて山口議員さんが骨のところも肉のところもすべて質問されて、なかなかもう言うところもなくなったわけなんですけども、1つお聞きをしたいのが、先ほど出ていた骨格と肉づけのところですね、最初から今回については骨格だということで肉づけがあるということはわかっておりました。私も肉づけ率、財源というものをどうするのかなということでお聞きをしたかったわけなんですけども、市長あるいは財政課の中で今考えられる肉づけの総予算額はどれぐらいをお持ちなんですかね。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

平成22年度の予算編成する際に、今年度は肉づけだから肉づけの予算を要求してくれということではなく、本予算を組むということで要求を出していただいております。その中で肉づけ予算は除いてこの当初予算として計上をさせていただいてるところですが、肉づけ予算として今のところ、あくまでも今のところでございますが1億5,000万円ぐらいになるんじゃないかというふうに事業を今拾い上げておるところです。また、今後4月、5月になってみますと、正式な事業等が見えてまいりますので、その際の増減はあるかと思えます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

1億5,000万円、これから若干ずっと上積みをされるとは思いますが、今のところのあくまでも1億5,000万円ということで、これが6月、9月、12月とずっと月が上がるごとにいろいろな事業関係が出てくるもんだと思います。先ほどから地方交付税の留保金あるいは繰越金合わせて4億円までいかないぐらいは何とか確保できるだろうというふうな御答弁をいただいたわけですね。今回財調含めて基金からの取り崩しはなかったわけです。減債基金の、しかしながら減債基金が昨年からも先ほど山口議員からも質問のあったようにかなり大幅な増額というふうな形が見えてるわけなんですけども、この基金の、私ね、後で基金のときに聞こうかと思ったんですけども、もう基金の話も出てましたんで、基金の残高をまず全部教えてください。一応それだけの情報をいただいとってどうするのかと、減債については、また山口議員さん、そのときになったらまたお聞きになるでしょうし、私も納得できないところについては、また減債の部分でお聞きをしたいと思いますが、まずその分について御答弁をお願いします。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

基金残高の現在高になりますが、これ3月補正後ということでお答えをしたいと思います。財政調整基金9億3,154万9,000円です。続きまして、減債基金7億3,474万7,000円です。それから、公共施設の建設基金でございますけども7億3,088万4,000円です。それから、地域づくり推進事業基金です、4億870万6,000円です。それから、学校建設基金でございます、

2億906万6,000円です。それから、ふるさと応援寄附金ですけれども76万6,000円です。それから、下水道事業7,668万2,000円です。奨学資金積立金4,244万7,000円です。それから、人づくり振興の分ですけれども5,000万円ちょうどです。それから、地域福祉基金ですけれども4億6,405万1,000円です。ふるさと水と土保全対策ですけれども2,041万3,000円になります。合計いたしますと36億6,931万1,000円ということになります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

全体合わせてまだ36億6,900万円程度ですね、全体合わせてもですね。中には目的によつての積み立てもありますんで、すべてが一般財源という形の中では使えないわけですよ。だから、一番いいのは、財政と地域づくりの分だけが一般財源として幅広く使える財源ということで認識をしているわけなんですけれども、そういう中でもまだ11億円ちょっとしかないという状況でいくと、手がたい手法の中で今市長初め執行部は嬉野市の財政をかんがみながら運用されていくわけなんですけれども、かなり厳しい状況がこの後も続いていくものと考える中で、この現在の積立金、これが結局そりゃずっとかたい状況でいけばいいですよ、22年度の動向を加味したとき、減収して法人税あるいは個人の市民税、そして固定資産税と、そういう減収が続いてる中で、今回については減債発行ということをされてます。あくまでも減債は減債で、あくまでもさっき言われたように借金というか私は先食いだと思ってますが、そういうものが本当に今後できるかできないかというのはちょっと置いといて、減債基金を発行しない状況でどれだけもてるのかなど、減債の市債を起こさない状況でどれぐらいもてるもんなんですか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

議員お尋ねの分は臨時財政対策債のことじゃなかろうかと思いますが、これを活用しないでいつまで健全運営が保てるかということでございますけれども、先ほど議員おっしゃられました財調等の活用を図るとして、交付税の措置が今後どういうふうになるかわかりませんが、2年ないし3年ぐらいいは何とか今の段階ですけれども何とかできるんじゃないかというふうに考えます。そして、その後については、もう当然将来どう動くかわかりませんので想定できませんが、基金活用を図れば何とか2年ないし3年、また当然2年先ないし3年と申しましたが、これ2年、3年で終わるわけにはまいりませんので、その間いろいろな対策等が必要になるかと思えます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。田口議員。

○14番（田口好秋君）

今、予算に、歳入についていろいろ質問があつたわけですが、私なりに質問してみたいと思います。

いわゆる市税が随分減つてきておる中で、そういった中で今年度予算についても自主財源が30%だということになります。私は以前、これは平成20年度につくられた中期財政計画ここに持つわけですね、いただいています。その中でそのときの計画よりももう既に市税だけで1億円減つとる、1億1,500万円減つとるわけですね、この計画よりも。そういった中で、予算規模としてそのときの計画では約107億5,000万円、今年度のこの当初予算、いわゆる子ども手当がふえた分ぐらひはふえておるかと思ひます、約113億円ですね。そういった中で先ほども言つておられたように、地方交付税を当てにした予算といへば、もうそれまでだと思ひますが、そういったその流れ、先ほどお答えになつたように、これがいつまで続くかということが一番懸念されると思ひます。そのようなときに、骨格でありながら2年前につくられた財政計画と同じ規模なんです。これに肉づけしたら、かなりふえていくわけですね。そういったときに今後の事業を進める場合に、基金を取り崩せばしのげるということはおわかります、二、三年はですね。しかし、基金を取り崩していくのか、基本的な考え方としてですね、やはり基金をできるだけ積み増してでも先のことを考えていくのか、基本的に私たち議会というのは以前も私ここで発言しましたが、あれもやってくれ、これもやってくれと言ひながら、こういう場合には非常に厳しく言うジレンマというものもあるわけですが、基本的に中・長期的なものを考えながらこの予算あるいは財政執行をしていかないとはいけな思ふわけですが、そういった中で蓄えたものを取り崩してでもやる、あるいは先のことを見越してどうなるか、今後交付税もどうなるかわからないと、そういったときに、やっぱり余り取り崩さないで何とか持ちこたえていきましよう、そのかわり住民の皆さん我慢してくださいといくのか、どつちの路線を皆さん執行部として進もうとしておられるのか考え方をお尋ねしたいと思ひます。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

基金につきましては、合併以来若干ではございますが何とか積み増しできている状況でございます。額的にはちょっとそう大きな数字ではございませんが、合併時よりふえてるといふことでございます。

それから、今後の動向についてでございますけども、当然基金、これもしものため、何かあったときのための基金、預金というふうになりますので、なるべく取り崩ししなくていいようにしなければならないというふうに考えます。そういう中で、じゃどうやって歳出の額を抑えていくかということになります。当然厳しい歳出削減も迫られてくるんじゃないかというふうに思います。そういうことで、今まで既設予算として計上されてきた予算をどう判断するかということになりますが、今回ちょっと勉強の意味で仕分け作業といいますか、そういうことも勉強して実施をされたらというふうに思っております。早速もう研修に行く準備をいたしておるところです。なるべく市長が答弁いたしますように身の丈に合った財政運営、これが必要になってくるかと思えます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田口好秋議員。

○14番（田口好秋君）

ぜひそういう形で進めていただきたいと。私はこの今の執行部の財政運営、評価はしております。

もう一つお尋ねしますが、今後18年度から取り組まれた集中改革プラン、来年度で一応あはれは5年間だったと思いますが、そういったものを今後も続けていかれるだろうと思っております。そういった中で、非常に歳出のほうでは民生費がふえて、これはやむを得ない部分がかかなりあるかと思えますし、景気の動向によってここが一番大きく左右されてくるわけですね。非常にそういった不安材料も抱えながらの財政運営だと思われませんが、やはり堅実な経営をしていただきたいなあと。

それともう一つは、やはりちょっとしたきのうもちょっと申し上げましたが、出たミスが、それともう一つはきのうも出ておりました国、県からの助成金などをできるだけ返却しないで済むような財政運営、行政運営をしていただければと思います。せっかくもらえる補助金あるいは交付金、そういったものについて、もう少し真摯に取り組んでいただければ返さなくて済む、あるいはきのうも出ておりましたようにビニールハウスの問題とかいろんな問題もあるわけですね。そういったものはここに余り表面には出てこなくても、しかし住民に対しては十分お答えできるわけですから、そういったものにもスピーディーに答えられるような形でお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

議員御指摘のミスがあった、確かにまことに申しわけないことだと思います。原因追求含めまして今後改善していくように頑張りたいと思います。

それから、国庫の返還しない部分があった、もう数字上出てきておりますので、これにつきましても十分国、県の補助100%活用できますよう、返還とかがないよう努力をいたしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

それでは、16ページの臨時財政対策債について、それについてお尋ねしてみたいと思います。

今回、先ほど来出てますように、臨財を……。

○議長（太田重喜君）

マイク入ってません。

○17番（山口 要君）

濟いませんね、臨財を8億1,000万円計上されております。この臨時財政対策債というのは、たしか02年度か03年度か、その当時にそれは地方交付税を今まで潤沢に出してたのが出し切れなくなって、それでも経済を下支えしていこうということで交付税で100%見ましてから赤字債なんですよ、これ臨財というのはね。それを各市町村に発行しなさい、そして交付税で面倒見ますからということで、そもそも発端がそこだったんですよ。それはある意味じゃ期限つきだったのが、その後毎年毎年期限なしで今日まで来てる状況なんです。考えてみれば、この臨財というのは100%交付税で見ますと言ってるけれども債なんですよ、借金なんですよ。交付税で100%見ると言いながら、交付税本体そのものがカットされてる状況の中で、じゃ臨財の分を100%見るとしたら、ほかの交付税措置にかかわってくるのがどっか削られてくるはずなんです。そういうことでしょう。要するにこの臨財というのは、交付税のその借金を返すためのもう先食いなんですよ、考えてみれば。私は町議会時代にもこのことについて市長、前の町長のときに何遍も言いました、このままで臨財出していいのかと。これが交付金とは全然違うんですね。債なんですよ。だから、今お金がないからしようがなしに臨財発行してるけれども借金に変わりはない、そのことについてどう思われるのか、これは市長にお尋ねをしたいと思いますし、そしてこの臨財は財政指標には出てこないんですよ、そうでしょう、これは入れないですよ。これが臨財を指標に入れた場合、例えば公債費比率、経常収支比率がその指標が幾らになるか計算されたことがあります。おわかりであれば、お示しいただきたい。まず、市長のほうから。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

この臨時財政対策債が発行された経緯については、もう議員御発言のとおりでございます。以前も議論をさせていただいたこともあると思います。しかし、現在国といたしましてもこの制度として導入をしておるわけでございまして、もちろん議員御発言のようにすべて交付税で賄っていくことができればもちろんベストなわけでございますけれども、国全体が財源不足という中で、地方交付税制度を堅持していく中での一つの手法として取り入れられているわけでございまして、私どもは利用をさせていただいているということでございます。そういうことでございますので、臨財につきましては私は最終的には国のほうで当然保障といたしますか、されるべきだというふうに思っておるところでございます。そういう中で、もちろん節約をしながらというのが大前提になりますけれども、その点につきましては十分精査しながら取り組んでいかなければならないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

臨財債を含める場合と含めない場合でございますけれども、経常収支比率、平成20年度で89.5%です。それから、臨財債を除きますと今94.0%というふうになります。21年度については、まだ確定しておりませんので、20年度の数字というふうになります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

今、市長は国が面倒を見てくれると言いましたけれども、これを指標の中に入れたらそういう数字になってくるんですよ。かなり危険性増した数字なんですよ。たまたま国はその分を指標に入れないで出していいという形で今全部指標等に出されてるわけです。だから、経常収支比率と言いましたけれども、公債費比率でももう一遍見てみたいんですけども、結局今市長は国が面倒見てくれると、しかしその国そのものがその当時からそのようなこと言って、交付税の本体そのものがカットされてるわけでしょう。そこで矛盾が生じるわけですよ。だから、先ほども言ったように、仮にこの臨財を100%見る、合併特例債を100%見るとした場合に、じゃその本体そのものがカットされてる中で、さっきも言ったようにほかの交付税措置されてるどっかで恐らく少なくなってくると私は思っておりますよ。あなたはあと4年

間で市長をおやめになるかもしれないけれども、じゃ次の市長になった方がその借金引き継いでいく、今の子供たちも引き継いでいく、国が果たして最後まで面倒見てくれるのかどうか、恐らく疑義になって財政破綻になったときには、国はそういう形でするかもしれないけれども、それまで全然面倒見ないと思う、国そのものが今アップアップの状態です。恐らく今後において交付税の増額というのはまず望めないはずなんです、今以上に。たまたま今総務省が小さい町に交付税手厚くと言ってますけど、それは微々たるものです。だから、とにかくこの臨財の増発、ある意味で自転車操業だと私は思っております、もうしようがないからこれやってるだけで。今後についてぜひこの臨財についてはもう一度慎重に、工事をしなきゃ、事業をしなきゃいけないというのわかりますけども、慎重にやっていただきたいということを要望をしておきたいと思っておりますけども、市長いかがですか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

議員御発言につきまして十分承知をいたしておりますし、すべての予算面で慎重審議しながら取り組みをさせていただいておるところでございます。ただ、やはり制度として国が導入をしておる臨財につきまして、私どもとしてはそれはもう議員御発言のように、もう以前からこの交付税、普通の交付税の一本化というのが一番いいわけでございますので、そういう点は当然今後とも要求していかにかんというふうに思います。もちろん交付税で単年度ですべて国が補てんし切るだけの当然財力というか財政力を国自体がつけていただかねばならないわけでございますので、やむを得ず今のような状況になっているというふうに理解しておりますので、しかしこの臨財制度が破綻ということになりますと、これはもう全国の自治体が破綻するというふうな状況でございますので、ここはやはり私どもの臨財といえども許可を得ながら発行しておるわけでございますので、その点につきましては十分国が見てくれるというのが大前提になっているというふうに私は思います。

以上でございます。（17番山口 要君「3回目ですね」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

今、市長は国が面倒見てくれると言いましたけれども、国は全国、全部の市町村に交付税100%見るから臨財発行しなさいと言ってるんですよ。だから、全部の市町村が交付税でくれないから臨財に頼ってる状況。それが国が後でそれを100%見てくれるというても見れますか、今国の状況を見ても。今市長がおっしゃるように、そりゃ国がしっかりと体制整えたいということはわかりますよ。でも、無理でしょう、今の状況見ても、これだけ税収も減っ

てる中で。だから、言うんですよ。そしてまた、そりゃ共倒れになって全部が倒れたときは、そりゃいいですよ、もう。やっぱり生き残りを地方自治体でも図っていかなきゃならないんですよ。ほかの自治体が倒れても、嬉野市だけは倒れないという、そういうことがベースにあるわけなんです。だから、とにかくそこら辺のところを今後慎重にやっていただきたいということと、もう一つ財政課長にお尋ねします。今回8億円発行するに当たって、なぜこの8億円を発行しようとされたのか、そしてまた県の指示っていうのはどうだったのか、発行するに当たってね、そういうことだけお尋ねしたいと思いますけども。県はこれを買いなさい、買いなさいということで来たんですか、こっちから要求したんですか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

1月の末に県のほうで担当課長会の開催がございました。その中で臨時財政対策債についても示されたところでございますけども、今嬉野の枠と申しますか、それが8億円ということでもございました。そして、この対策債を利用することにつきましては、当然交付税措置をされる、議員おっしゃるとおりこれ借金になります。そういうことで借金ではありますが、地方交付税で100%補てんということになりますので、ある意味財源として活用をさせていただいて平成22年度の予算の中に全額を組み入れておるところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田口好秋議員。

○14番（田口好秋君）

2点お尋ねします。

この8億円、臨時財政対策債ですね、これを今度の中で一番どういったものに使われたかということをお尋ねします。

それともう一つ、地方交付税との絡み、これは私もちょっと勉強不足ですけど、8億円と県が指示をされたと今説明されたわけですが、例えば自主財源が多い町ですね、非常に多い町、玄海町みたいに、あるいは自主財源が非常に少ないところ、そういった自主財源との絡みですね、そういったものがこの臨時財政対策債の要するに交付要綱にあるのかなのか、2点お尋ねをいたします。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

8億円でございますが、これ一般財源として活用させていただいております。

それから玄海町等々との比較ですが、財政需要額等の関係で当然交付額というのは各市違ってまいります、ということでよろしいですか。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかに質疑ございませんか。平野昭義議員。

○16番（平野昭義君）

3ページですね、3ページ、今の市税、ずっと関連ですけど、基本的なことよ。

○議長（太田重喜君）

まだですよ。

○16番（平野昭義君）

基本的なことですから。

まず、市町村たばこ税が1億8,000万円ですかね、金額があります。昨年の決算を見ましたら、それではこのことをそりゃ財政課ですからわかっておられますから、なぜ1,000万円だけ減額して見込みされたのかということと、それから2番目に入湯税が。

○議長（太田重喜君）

中身は後で聞いたらいいいんじゃないですか。

○16番（平野昭義君）

事項別で言いましょうか、はい。

○議長（太田重喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで、第4表地方債までの質疑を終わります。

これから事項別明細書、歳入について質疑を行います。

予算書73ページから78ページまで、第1款、市税について質疑を行います。質疑ありませんか。平野昭義議員。

○16番（平野昭義君）

先ほどちょっと少し言いましたけれど、ここで言いますけど、たばこ税と入湯税の関係ですね、これについては昨年度の予算より計上がちょっと少ないと、決算額より少ないということの理由と、それからきのう申し上げましたけど、たばこ税については方法によってはいろいろ増額される方法もあると聞いておりますんで、その辺についての働きかけですかね。それから、次の入湯税ですね、入湯税については、先ほども大きい旅館が倒産して去年の税収も少なかったというふうに聞いておりますけど、この中でも去年の決算にも約372万

6,000円、5%ぐらいが未済額で、これが結局は以前のを見ておりましたら不納欠損として全部落とされてしまっていると、これではどうかと、ですからそういう点については、これ観光課のほうに聞きますけど、観光協会あたりがもう少しそういうことを指導されているのか、結局税に対する認識ですね、経営について危険だとかそういう点について野放しの経営だったらもう全部破綻してしまいます。それが今までの経過でなかったかと。ですから、ある程度コンサルタント、しっかりしたとをつけて観光協会から少し立ち入っても、納税をせんというとはこれは一番税の不公平、不公正ですから、これ入湯税は金額が少ないですけど、そういうようなことについて本当にしっかりした指導がなされているのか、私たちはもう塩田町ですから、全く温泉組合のこととか観光協会のことには今まで知りませんでしたけど、4年たっているいろいろよいところもありますけど悪いところも如実に聞こえます。いかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（小野彰一君）

たばこ税と入湯税についての御質問でございますが、たばこ税の20年度の決算との減額につきましては、きのうの補正予算のときにも説明をさせていただきましたが、まず喫煙者の減ということできのうもお話をさせていただきました。

それと、第2点について、自動販売機におきまして制限が設けられた等の減によるものと理解しております。

それと、入湯税につきましては、20年度の決算におきまして滞納繰り越しということで出てきたわけでございますが、この分の372万6,864円の滞納額の調定があるわけでございますが、1月末時点におきまして144万5,800円の入として計上されております。残額につきましては、今現在閉鎖をされるところが入湯税の滞納となるところでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。（16番平野昭義君「もうちょっとたばこのこと」と呼ぶ）今終わったろう。（16番平野昭義君「重ねて言いしやったかな。別々じゃなかったかな」と呼ぶ）ちょっと今説明あったの、ちゃんと聞いとかなば、それ手挙げてちゃんと質問せんば。（16番平野昭義君「議長が別々に言われたね、2人、1人言うたかね」と呼ぶ）暫時休憩。

午前11時7分 休憩

午前11時8分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

お答えします。

ちょっと観光商工課長ということでございますけど、観光協会は旅館の経営の中までタッチをした活動はしておりませんので、経営指導とかそういったことまでには踏み込んだ業務としては取り扱っていないと思います。ほかに旅館組合というのがございますけど、そういった中では旅館組合のほうではそういったお互いの経営問題とかそういった論議がなされるかと思いますが、観光協会についてはそういった業務はしておりません。

○議長（太田重喜君）

平野昭義議員。

○16番（平野昭義君）

経営の指導といえ少し厳しいかもしれませんが、今度の予算書でも湯の端座はちょっと一時延期しましたが、湯煙とかいろいろ観光には非常に力を尽くして、そのため予算額を入れとるんですから、ある程度やっぱりこのようにしておりますから、滞納は絶対せんでくださいよと、特に入湯税はこれもう絶対ですよというような、そういうようなことを言ったことがあるかと言ってるわけです。

○議長（太田重喜君）

企画部長。

○企画部長（田代 勇君）

それを観光協会が経営者に対して言ったことがあるかということで。ああ、そういうことですか。ちょっと質疑がちょっとわかりませんで。直接的にはそういったことを市税については税務課が担当しておりますので、直接的に入湯税を納めてくださいというようなことで観光商工課から指導したということはないかと思います。

○議長（太田重喜君）

平野昭義議員。

○16番（平野昭義君）

ここが一番大事ですね、先ほどの何回も言いますがね、やっぱり大型旅館がつぶれたということは、それはもちろん原因があつてつぶれたわけ、嬉野だけがつぶれたかといえば、栄えている旅館もあります、よその町では。そういう中で、やっぱりもう少し行政が金をこれだけ、かけるのであれば、もう少しそういうふうな精神的な面でフォローしていく必要もあるんじゃないかと。ただ、結果的だけ見らんで、もう少し中身については直接は言いにくくかってもね、いろいろな面で横のつながりでやっていく努力が大事と、そういうことがなれば、今後も続きますよ。

○議長（太田重喜君）

一般質問でございませぬので、議案書に基づいて質問をしてください。（16番平野昭義君「議案書の関連ですから、以上です」と呼ぶ）何か答弁しますか。観光商工課長。

○観光商工課長（山口久義君）

お答えをいたします。

今部長のほうから説明ありましたけども、うちのほうとしては、例えば入湯税の報告、毎月の分の、がおくれたりしてる分とか、また宿泊とか休憩についても報告もいただいておりますけども、おくれたるところがあった場合については、21年度においても2度ほど早目の提出ということ、いろんなその報告のことも今後のことも含めてその提出についてはお願いをしたしてはおりますけども、直接入湯税についてどうかということについては、うちからは直接言っておりません。

以上です。（16番平野昭義君「はい、以上です」と呼ぶ）（15番西村信夫君「はい、関連です」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

西村信夫議員。

○15番（西村信夫君）

平野議員の入湯税についてちょっと関連をいたして質問したいと思いますけども、421万8,000円今度ことしは減になっておりまして、宿泊客も昨年より2万人減というような計上で計算されておりまして、宿泊客についてお一人150円ですかね、入湯税が、そして休憩も1,200人の減というようなことで計上されておりまして、12月でもお客様が来ていただけるような1,000万円の財政を投入してそういうふうな状況の中で、いろいろ観光客を誘致する活動をしながらかんじやないんかなと私思うけど、その点はどういうふうにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

どなたに答弁求めますか。

○15番（西村信夫君）

観光商工課長です。

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口久義君）

お答えをいたします。

観光客誘致ということで、21年度においてもいろんな事業をさせていただいておりますけども、いろんな状況も含めてなかなか伸びないという状況になっております。宿泊についても20年度前年対比としても宿泊が約1割ぐらい減っております。逆に休憩においては6%ほどふえてはおりますし、2月においては宿泊客もふえたというような報告もいただいておりますけども、なかなか全体的には伸びていないという状況でありまして、入湯税についても

昨年度も6,000万円程度という形となっておりますし、どうしても100%徴収には至っていないという状況もあります。現に一般質問の中でもありましたように、旅館数においても以前は80軒ほどあったのが、もう40軒を切ったという状況でもありまして、大口の旅館等も減っておりますので、なかなかその辺も含めまして宿泊客等も伸びていないという状況にありますけれども、観光商工課としてはそのことの打破といいますか、市長が申しております200万人というそういうようなものを受けて努力をしていきたいというふうに思っております。

以上です。（市民税務課長（支所）小野彰一君「補足」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

補足説明。支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（小野彰一君）

入湯税の宿泊者数、休憩者数の、まず宿泊者数の2万人の減というのは予算書のとおりでございますが、休憩につきましては前年度と比較しまして1,200人増ということで計上させていただきます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

西村信夫議員。

○15番（西村信夫君）

休憩は先ほど失礼しました、1,200人の増というようなことですから、宿泊客が2万人というようなことやったら、月1,600人から700人ぐらいの減というようなことでしょうか。そういうようなことで、今後見通しとして、まだまだ観光産業においては非常に厳しい局面を迎えると思いますけれども、嬉野の観光産業として市長は200万人というようなことでうたっておられますけれども、これを打開するためにどう乗り切っていくのかですよ、市長に再度お尋ねしたいと思いますけど。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

基本的には観光協会等との連携とりながらやっていくということですが、報告もいただいておりますけど、やはり厳しい中で予算をお願いしてキャンペーン等も打たせていただいたわけございまして、その成果としては上がってきてるということで、この年明けましてからの数字は少しはプラスになってるというふうなことでございます。ただ、以前も議会でお答えしましたけれども、やはり今デフレ傾向でございまして、人数以上にこたえてるのが単価の低迷ということでございます。そこが非常にこの旅館の経営に厳しくなっていくということでございまして、そういう点では商工会とか県あたりの融資制度を私どもとして

は積極的に利用いただいているということで、何かありましたらすぐ緊急融資ができるように体制を整えて決裁等も急いでやっておるところでございます。そういう面で何とか乗り切っていたきたいというふうに思っております。

また、大型旅館が閉館になったりしとりますけども、神泉閣さんについてはなかなか先見込み出ませんが、ほかの旅館につきましてはまた再開しようということで今動きをしとられますので、そういう点では今一時閉館がありますけども、これについてはできるだけ早く再開していただくようお願いをしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかに質疑ありませんか。（17番山口 要君「関連」と呼ぶ）山口要議員。

○17番（山口 要君）

いろいろ言いません。細かい部分とちょっと重箱の隅だけ。

今回今まで徴収率は嬉野町時代においては数字をはっきり定かでありませんが98か97ということで計上されてた。嬉野市になってからは、今でもう100%ということかわかりませんが計上されてなくて、今回あえてここに98という数字を掲載したその理由について、これ財政課ですか、税務課ですか、どちらかですかね。

○議長（太田重喜君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（小野彰一君）

お答えします。

この事項別明細書のほうに98.0%という徴収率を設けた、明記したということの理由でございますが、近年嬉野市になりまして徴収率が100%ということで入湯税が来ていたわけでございますが、平成20年度におきまして滞納繰り越しということが出てきましたこと、それと先ほど来お話がっておりますように、大型旅館等の倒産、閉鎖等含めたときに、あくまでも市の財政上、自主財源の目的税である入湯税におきまして徴収率を設けておいたほうがいいのではないかと私の判断といいますか、財政課とも打ち合わせまして記載をさせていただいたところです。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

確かに入りをはかるということで考えれば、こういう記載することがいいと思うんですけども、ただあとの税金とこの入湯税とはおのずから本質が違うんですね。入湯税というのはあくまでも預かり金、お客様からのね、その預かり金について、当然それはもう預かっておられるわけだから、こちらもやってもらわなきゃいけない金、その預かり金、税という名

前はついてるけども預かり金というそのお金をこういう形で98だから2%差し引いた額で私はここに記載していいのかという、そこに多少の疑問を感じるんですよ。あとの税金については、もうしようがないけども、そりゃ当然入りをはかるという意味で考えれば、そこら辺は財政課長どうお考えになりました。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

入湯税の徴収率98%、今まで何とか100%を確保をしてきたところですよ。昨年におきまして平成20年度におきましてどうしても全額徴収することができておりません。そういう関係で22年度につきまして本来100%ということで見込みたいわけですけども、100%として見込んだ場合、これが財源となってしまう。そしたら、今の条件見ますと、必ずしも100%努力は当然いたすものの、確保できるかということがございまして、98%という徴収率で財源化を図っております。

それともう一つ、議員おっしゃるとおり、これ特別徴収義務になります、預かり金になります。これと同じやつが市民税の特別徴収、給料から差し引かれる市民税ですが、これも特別徴収扱いになります。これを考えた場合、必ずしも100%となり得るといふふうには考えにくい面もあったところがございます。そういうことで財源として見る場合、ある程度の実際の収納額を見る必要があるということで98%ということを見せていただいているところです。

以上です。（17番山口 要君「わかりました、はい、いいです」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

済みません。入湯税の件でちょっと教えていただきたいのが、この預かり税ということについては認識をしとったわけですよ。今回の98%、その滞納というか未収金ということで上げられたということも大体理解をするんですが、結局預かり税の分を払わない状態で倒産をされてるわけですよ。その分について、普通の税金と違うわけですよ。あくまでも極端に言うたら他人のお金を預かってるわけですから、それは税法上じゃなくて、極端に言うたら刑法上とか、あるいはそういうところでは何ら影響はないんですかね。これ嬉野町時代もたしか何か聞いた覚えがあったんですけども、ちょっと今忘れてるもので、再度教えていただきたいと思うんですけども。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、何度も申しますが、これ特別徴収義務ということで預かり金になります。倒産等によって納税しなかった場合どうなるかということでございますが、以前議会においてもこのことについてお話した経緯がございます、そのとき横領とか詐欺等をお話ししたかと思えます。これ納税された方が訴えをしたら、横領罪になる可能性があるということで認識をいたしてるところです。

以上です。（13番神近勝彦君「納めた方が」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

そしたら、納めた方ということは、極端に言うたらおふろを使われた方ということでお客様ということで考えるべきであると。あくまでも市がそしたらそういう訴えを起させないということになるわけですかね。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

市は当然地方税法に基づきまして、もっと強硬な手段、滞納処分をすることになります。もう直接市が差し押さえ等ですね、差し押さえをしたから必ず徴収金が確保できるかというのは別といたしまして、もう市が直接執行いたしますので、そういう強い権限を持つてるといことになります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

市は税法上での対応を行うということはわかりました。そしたら、税法の中でもやっぱり国が一番強いじゃないですか、国があつて県があつて市ですよ、極端に言ったらですね。そういう中でこの入湯税というのは、ある意味何回も言うように特別徴収の対象であつてお客様のお金、他人のお金なわけなんですから、それは国よりも強いというふうに考えるべきじゃないかなという気がするんですけども、そのあたりの立場というのはどうなんですかね。

○議長（太田重喜君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（小野彰一君）

入湯税におきます立場といたしますか、国よりも当然嬉野市のほうが強いというふうに認識をいたしております。

以上です。（13番神近勝彦君「市のほうが強いということですね」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

ほかに質疑ございませんか。神近議員。

○13番（神近勝彦君）

73ページの法人税でちょっとお尋ねをしたいんですが、3月の補正関係でも上がっておりますけれども、3月の補正額と今回の当初予算でいくと130万円ほど少ないというふうな見方をできはするんですけども、その内訳でいったときに、極端に言うたら3月の補正予算のきのうのときに545法人で計算をされた結果が3月補正の結果として出ていくと。今回22年度については534法人にまた今度減ったわけですよ。ただ、それだけが結局ここで3月の補正額と今回の22年度当初の差130万円程度の差異だけになったのか、そして法人税割、これが対象の金額というのが昨年の当初からするとかなり大幅に減ってるわけですよ。法人税、これ全体の2割から3割程度あればほとんど金融機関ということでお聞きをしている割には、余りにも対象となる金額の差が大き過ぎると思うわけですよ。ですから、そのあたりがどういう状況の中で法人税割の算出基準の基準額が出てきたのかというところをお尋ねをしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（小野彰一君）

お答えします。

まず、第1点目の均等割につきましては、545法人が534法人ということでマイナス11法人ですかね、なってるわけでございますが、この均等割の税額につきましては、21年度と比較しますと207万円程度増額となっております。（13番神近勝彦君「いや、減額でしょう、3月補正は。あっ、均等割がね」と呼ぶ）均等割、均等割でございます、で増額となっております。その均等割ですけども、この増となった要因としましては、一事業所につきまして均等割の税率が多くなりましたので、金額的には増となつるということでございます。

続きまして、法人税割の20年度、21年度、それと22年度の比較につきましては、金額的に大幅に減ってるわけでございます。この減つる要因としましては、先ほどお話がありました銀行等につきましては何らかといいますか、大きな変化はないわけでございますが、市の産業等を見ましたところ、観光産業に伴うサービス業ですか、それが大幅な減が見えてきたわけございまして、今回大幅な減となったというのが大きな要因でございます。それに伴いまして嬉野に中小企業といたしますか、大企業がございまして中小企業が大部分を占めてるわけです。その分につきましてもサービス業を含めたところの中小企業が減収といたします

か、需要の業績の悪化に伴いまして今回大幅に減を計上させていただいたところでございます。

以上です。（13番神近勝彦君「わかりました、はい」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

法人税割については、やっぱり今の景気の悪化ということが大きな要因というのわかりましたけども、これで見るとかなりサービス業、特に旅館関係さんの業績がかなり落ち込んでいるという要因なのかなという気がするわけなんですけども、それでは均等割の分、あくまでも当初予算比でいけば100万円ほどふえてるんですが、3月の補正でいくと、その法人税、均等割、法人税割合合わせたところでは、合わせた合計、3月の補正、これは7,746万7,000円という大体見込み額を出していらっしゃるわけですよ。そうすると、この均等割の3月の見込みは幾らになってたんですか。先ほど課長は若干の法人の中で極端に言うたらいいところもあったというふうな形の答弁だと思うんですけども、3月末の見込みはどういうふうになったんですか。

○議長（太田重喜君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（小野彰一君）

お答えします。

この法人の均等割につきましては、きのうの補正予算でも説明しましたように、当初予算どおり545法人ということで計上させていただいております。（13番神近勝彦君「変わらないわけね」と呼ぶ）はい、当初予算と補正とが変わらないということで。（13番神近勝彦君「あくまでも変わらないということですね」と呼ぶ）でよろしいでしょうか。

○議長（太田重喜君）

ほかに質疑ありませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

法人税は減ということでなりますけれども、この法人の中に、私の記憶が間違っていたらごめんください、1号から10号まででしたかね、法人の号数、そのどこの号数のところの法人税割が一番少なくなったのかおわかりであればお示しをいただきたいと思っておりますけれども。

○議長（太田重喜君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（小野彰一君）

お答えします。

均等割の号数でいきますと、金額的に41万円の金額が最高額の300万円に変更になったと

いうことでございます。(17番山口 要君「ちょっともう一遍」と呼ぶ)均等割の額が41万円だった事業所が300万円になったということでございます。

○議長(太田重喜君)

よかですか。(17番山口 要君「ちょっと待ってください、いや」と呼ぶ) («この号数が違う」と呼ぶ者あり)(17番山口 要君「暫時休憩してください、暫時休憩してください、暫時、暫時休憩してください、暫時休憩してください」と呼ぶ)暫時休憩します。

午前11時34分 休憩

午前11時35分 再開

○議長(太田重喜君)

再開します。支所市民税務課長。

○市民税務課長(支所)(小野彰一君)

失礼しました。私の聞き間違いで、均等割と法人税割を聞き間違っておりました。失礼しました。

法人税割の号数といいますか、この1,000万円ほど21年度の当初予算との減ということのその号数ということで理解していいですか。(17番山口 要君「どこの号数の法人が一番少なかったか、減ってるのか」と呼ぶ)その号数につきまして、あらゆる号数というふうにお答えしたいと思います。全体的に減っていると、号数のどの号数が幾ら減ってるというのは、押しなべて減ってるというふうにお答えいたしておきます。

○議長(太田重喜君)

ほかに質疑ございませんか。(17番山口 要君「まだです」と呼ぶ)山口要議員。

○17番(山口 要君)

この中で、じゃ法人の534法人の中で旅館業者はどれくらいあります。

○議長(太田重喜君)

支所市民税務課長。

○市民税務課長(支所)(小野彰一君)

済みません、資料を持ち合わせておりません。後日。(17番山口 要君「じゃ後でいい」と呼ぶ)後でお願いします。

○議長(太田重喜君)

ほかにございませんか。神近勝彦議員。

○13番(神近勝彦君)

これ個人、法人、市税全般についてちょっとお尋ねをしたいんですけども、金額的じゃないもんで申しわけないんですが、平野議員さんの質問のときに県に発表される徴収率のお話が出ておりました、八十何%ですね、新聞にいつも載ったときに、もう嬉野市が最低のところなんですけども、課長が言われるように現年度でいけば、大体個人の税でも大体97%近い、

そして法人税についても99%近いというふうな、固定資産税については若干落ちますけども、ある程度県下の市町の中では悪いほうではないと私は常に思ってきたんですね。ただ、毎年毎年新聞のほうには過年度分までを含めた記事が載るもので、あれが余りにもひとり歩きしてるんじゃないかなっていう気がしてならなかったんですよ。だから、あくまでもこれ申し入れをしていただきたいの、徴収率については現年度分とそれから滞納分と両方の記載をお願いしたいと。余りにも八十何%という滞納分、特に固定資産税の分が多いんですけども、これについてはもう倒産をされて、そしてどうしようもないってところもあるわけですね。そういう状況を私たちもわかっているんですよ、はっきり言って。それはもう税務課担当の課長もおわかりだと思います。極端に言えば、差し押さえやれば会社倒産しますよね、職員何十人も勤めている従業員全部生活がなくなるわけですよ。だから、ぎりぎりの段階の中でお互いが折衝しながら徴収をされている経緯があるわけですので、新聞報告に対してああいう八十何%というのがひとり歩きし過ぎて、すべての市民あるいは県下の皆さんが嬉野市はそんなに徴収が悪いんだって、払わなくてもいいんだってというふうな悪い風潮があるんじゃないかなという気がします。ですから、徴収率、現年度21年度がまだ聞いておりませんが、個人、法人、固定資産税、このあたりの見込みもそんなに悪くないと私は感じておりますので、そういうところをお願いをしたいんですが、いかがですか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

これ所管の税務課のほうがいいかもわかりませんが、前任の時代、このことについて県に要請をしたことがあります。現年滞納、こういう数字で公表されますと、嬉野非常に徴収率が悪い、また納税意欲にも影響を与えるということで要望した経緯がございまして、その際県としては全体的に徴収率あるいは住民税だけの徴収率、現年、過年度区分けをして各税目ごとの徴収率について公表をしておるとのことなんです、マスコミさんが取り上げられる場合、もう総括の全体の徴収率の表、これを各社取り上げられて公表ということになります。ですから、どうしても県ばかりの意向じゃないですよというお答えを聞いたことがあります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

若干予算から外れて申しわけないんですけどね、こういう徴収についてやっぱり市長、こういうあたりもやはり強い要請というものが必要じゃないかなと。市職員も一生懸命徴収を

やってるわけですね。それは私たちも認めとるわけですよ、この徴収一生懸命やっていると
いうことに関して。目標額の今度も97%されております、これに少しでも近づけようという
ことで努力されてること、努力は私たちも敬意を表するわけですよ。ですから、その努力に
報いるためにも、そして市民の皆さんに嬉野をこれだけ納税をやっているとすることもアピー
ルすることも必要だと思うんですよね。さっきも何度も言いますように、滞納まで含めた結
局八十何%と、佐賀県下で一番最低と、そればかりがひとり歩きしている感がありますん
で、そのあたりも報道各社に対する強い要請というものが私は必要だと思うんですがいかが
ですか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答えいたします。

議員がおっしゃるとおりでございまして、報道の数社によっては現年分については確保し
ておるとちゃんと記載をしておる社もありますけども、なかなか今担当課長申し上げました
ように全体的な数字が一方的に報道されるということで、非常に悔しい思いもしてござい
まして、いつも報道関係の方にはお話をするわけでございまして、もっと事実を報道してくれ
というふうなことを話をいたしております。また、引き続きそこらについてはやっていきたい
と思います。

また、県のほうにも経営支援本部長あたりには私も強く言ってるわけですね。だから、そ
こらについては県のほうも、ちゃんと発表の段階で報道関係には現年分、過年分ということ
をちゃんと説明をしてやってくれということ話をしとります。また、毎年言ってるわけ
ですけど、引き続き言っていきたいと思います。

もう一つは、今一番県のほうに申し入れておりますのは、債権処理の問題で、私どものほ
うは結局債権として抱えるわけでございますので、税を債権処理が優先するような国の法を
改正してくれということでもいつも申し上げております。それで、例えば今までも県のほうの
話としては、本部長の話ですけども、自分も自治省におったときにそういうことは見聞きし
てるということですけども、結果熱海とか伊東とかいろんな温泉地が同じような状況にある
というふうなことでございまして、恐らくほかのところからも出てるんじゃないかなと思
いますけども、先ほどもちょっと話が出ましたけども、債権であってもやはり税を優先する
というふうなことをやらないと、1件つぶしてまた次のところに営業権が移って、またそのま
ま経営をしていくというようなことばかり繰り返されるわけでございますので、一般債権と
ぜひ税の債権を区別してくれということは今県のほうにも話をしているところで、しばらく時
間がかかると思いますけども、何とか訴えていきたいと思っております。

以上でございます。（13番神近勝彦君「わかりました。いいです」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

ほかにごさいませんか。平野昭義議員。

○16番（平野昭義君）

95ページ。

○議長（太田重喜君）

まだですよ。まだですよ。山口要議員。

○17番（山口 要君）

それで、1つは先ほど入湯税については98%ということでおっしゃいましたけれども、この入湯税の予算計上を見たときに、昨年度当初予算で6,683万6,000円で3月補正で281万6,000円、そして6,402万円という形になっておりまして、ところが今年度当初予算を見ましたときに6,261万円と、前年対比最終的なトータルで見るときには97.8%、約98%の数字で計上しておられますけれども、果たして先ほど、補正のとき言いましたように、本当にこの数字で大丈夫かなという気が私はいたしてなりませんけれども、そのことについてどうお考えなのか、もう一度確認をしたいと思います。あわせて、市町村たばこ税については当初予算の2億190万円が3月補正で2,567万円減額されて最終的に1億7,623万円が今年度1億8,000万円ですから前年並みということで、ここら辺についてはしようがないかなという気はしておりますけれども、入湯税の件についてまず1点と、そして75ページの固定資産税の中で、これが昨年度当初予算と比較して437万円増になっておりますけれども、これは区画整理等の要因を含めてこのように増額計上されておられるのか、あわせてこの中で家屋軽減額が平成21年度の1,610万7,000円から今年度については433万5,000円と大幅に減額されてるこの理由についてお答えをいただきたいと思います。それぐらいで大体午前中終わるかな。

それともう一つ、じゃもう一遍に。国有資産等所在地の交付金の中で、これ自衛隊の分だと思いますけれども、2団体、2団体と平成21、22年度、同じ2団体なんですけれども、これが平成20年度240万2,000円、平成21年度240万2,000円で今年度については254万6,000円ということで全体からいけば小さい金額ですけども15万円ほど増額になっている、その理由についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（小野彰一君）

まず、入湯税ということで御質問があったわけですけども、先ほど来補正説明をいたしておりますように、入湯税につきましては補正予算もお願いしていたわけでごさいまして、今回22年当初予算としまして補正とも比較したところで申し上げますとマイナ4.2%と（17番山口 要君「わかってる、わかってる、その数字はわかってる」と呼ぶ）その理由としまして、先ほど来申し述べてるとおりでごさいまして、21年度の実績等も予算計上、要求をする

際に勘案したところで計上させていただいております。12月末時点におきましても、前年と比較しましても5%の減というふうの実績としてなってきたわけでごさいます、今回といますか、22年度も6.3%減というふうに計上させていただいております。

それと、この減の幅といますか、これだけで大丈夫というような幅というようなことで認識をいたしたいと思っておりますけども、これが徴収率を98%としたところで6,261万7,000円お願いしているわけですので、この分については徴収努力を含めまして確保したいというふうを考えております。

以上です。

それと、固定資産税につきましては、家屋軽減額が前年度と比較しまして1,100万円程度減額となっております。この分につきましては、企業誘致による不均一課税としてマイナス要因としてあるものが年限が経過をいたしました。このことによってプラスの要因となります。この分にも増が家屋軽減額のマイナスの要因の減った分というように……（17番山口要君「もう一度ちょっと、ちょっと聞こえにくかったんで、企業誘致の」と呼ぶ）企業誘致による不均一課税というのがございまして、法律的には農村地域工業等導入促進法ですか、この法律に基づきまして課税を免除といますか、軽減をしとったわけですけども、この分の経過年数が過ぎますので、22年度からは当然といますか、当たり前の税率でお願いするようになります。この分が家屋軽減額が去年よりも少なくなったといますか、額にしてその分が出てきますので少なくなったというようなことが大きな要因となります。

続きまして、国有資産等所在市町村交付金の交付金の2団体でございしますが、この分の2団体は佐賀県と九州森林管理局でございします。この14万4,000円の増でございしますが、これは課税標準額といますか、その分の金額が両団体とも上がったことに伴う増となります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

それでは、後の分から。課税標準額が上がったということですけども、それは改定になったんですかね。それとも、標準額ですから改定じゃないですよ。何らかのその2つの県とあれも増額する固定資産伴う何か増築か何かされたということで受けとめていいわけですかね。

それともう一つは、家屋軽減の分ですけども、これは完全にもう特例期限が過ぎたということで受けとめていいわけですかね。通常の形になったということで、特例措置がなくなって、それで今回こういう形になったということ。

それともう一つ、入湯税については、先ほど6.3%と言われたけど、私計算したけど2.2%の減、私の計算ではなりましたけれども、数字違いですかね。入湯税、先ほどもおっしゃ

るように21年当初予算で6,683万6,000円で3月補正で281万6,000円になって平成21年度の最終末で6,402万円ですよね。平成22年度の当初予算で6,261万円割ったときに私は97.8%、計算間違いかな。じゃ3つ簡単にさっささっさと。

○議長（太田重喜君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（小野彰一君）

お答えします。

国有資産等所在市町村の交付金でございますが、この分につきましては佐賀県並びに九州管理局のほうより22年度につきまして課税標準額をこういうふうな数字にいたしますという通知が来ております。それに基づきまして予算計上させていただいております。

それと、家屋につきまして固定資産税の家屋の軽減額でございますが、特例措置の年限が切れるということに基づくものです。

それと、入湯税の減の率ですけれども、21年度……（17番山口 要君「当初だったんですね」と呼ぶ）当初と比較したときが6.3%でございます。よろしいでしょうか。（17番山口 要君「3回目」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

これを予算計上する場合に、何回も言いましたようにそちらからもおっしゃるようにシビア、シビアということで徴収率も今回期待されてるわけですけれども、現状今言いましたように昨年度の当初予算を計上した後に3月補正で281万6,000円減額がされてるんですね。だから、私はそこら辺のところ、これするときがもう12月と3月というタイムラグがあるからしょうがない部分もあるかと思うんですけれども、ただ私は3月補正を見たときに、最終結果、その最終的に見たときに果たしてこれ大丈夫なのかと、そこで2.2%、ほぼ前年並みの数字で上がっておったので、今休業している旅館もまだ再開のめど今のところはっきり立っておりませんし、そういうことも含めて大丈夫、今の動向の中で、またことしもお客さんは減ってきてるんですよ、今の状況見れば、予約状況見ても、聞いてみてもね。だから、そこら辺を思ったんですけれども、そこら辺について財政課はどうお考えになりますか、この数字について。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

入湯税の予算額についてでございますけれども、議員先ほどもう御承知のとおり、3月補正

とこの当初予算の算定期間というのが当然違ってまいります。当初予算というのは、もう10月ぐらいから準備をして、その間の21年度の動向を見た上で判断するわけですが、3月補正になりましたら、もう1月下旬ぐらいになりまして推計をするわけですが、当然その时期的なずれの間にいろいろと変化があつてるところです。そういう中で算定をしておる関係上、果たしてこの22年度の入湯税額の予算がこれでいいのかということになりますが、10月現在ではこういう見込みをしてたということで、今後どのようなことになるか、今現在たしか21年度で前年比較で5%ぐらいの落ち込みだったと思います。そういう中で2%の落ち込みじゃないかという御指摘でございますけども、ことしの5%、来年の22年度の2ないし3%を加えますと21年度の当初からするともう8%、10%の減というふうになります。それ以上の減があるかということになりますが、ちょっと入湯客の動向についてははっきりした推計はちょっと財政課のほうでは判断できませんが、一応こういうことで計上しておるところです。

以上です。(17番山口 要君「もう12時ですからいいです」と呼ぶ)

○議長(太田重喜君)

田口好秋議員。

○14番(田口好秋君)

教えてほしいということで質問します。

入湯税の納税、徴収はわかりますよね、お客さんからの、納税の時期というのはどのようになっているのか教えていただきたいと思います。それをよく知つとかないと、私たちもちょっと認識が理解……。

○議長(太田重喜君)

支所市民税務課長。

○市民税務課長(支所)(小野彰一君)

入湯税につきまして申告納税という形になります。例えば1月末のその事業所における旅館における入湯客数の宿泊、休憩をそれぞれ集計してもらいまして、その分につきまして次の月の中旬までに申告をしてもらいます。申告とあわせて、その申告のあった月の月末までに納税をしてもらうということになっております。

以上です。

○議長(太田重喜君)

田口好秋議員。

○14番(田口好秋君)

ということは、翌月末には入ってくるということですね、毎月。(市民税務課長(支所)小野彰一君「単純に」と呼ぶ)単純に言えばですよ。(市民税務課長(支所)小野彰一君「そういうことになります」と呼ぶ)普通税というのは、要するに予算を立てるときもおと

としの、要するに今年度決算分は翌年納税しますよね、普通の税は、決算後にしますね。入湯税は毎月申告で毎月必ず払わなくてはいけない、あるいは年に2回でもいいとか、そのことも一回教えていただきたい。

○議長（太田重喜君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（小野彰一君）

入湯税につきましては、毎月毎月申告、納税という形になります。月ごとに前月分をまとめてもらって、次の月に申告して、申告あった分を納税してもらおうという形になります。

○議長（太田重喜君）

田口議員。

○14番（田口好秋君）

そしたら、要するに未収というのは2カ月たったらすぐわかるということになるわけですね、未収もすべてがですね。

○議長（太田重喜君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（小野彰一君）

ただ、申告をしていただかなかった場合は、当然調定額も出てきませんので、もちろんないですので、その事業所については、例えば1月分がゼロなんだというようなこちらは判断するわけですが、実際は申告がおくれてるというような形になってると思いますけど。あくまでも申告イコール納税というような形になりますので、申告されない事業所も中にはある、ましてやおくれて申告される事業所もあるというのが今現状のところですよ。

以上です。（14番田口好秋君「もう4回目ですけど」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

田口議員。

○14番（田口好秋君）

そういうことであれば、そこら辺の指導のあり方、申告してない、毎月してないとかおかれてるとか、そういった部分と、もう一つは経営が苦しいんだなあという把握というのは、一番入湯税でがわかるわけでしょう、ですね。そしたら、いろんな問題で特に固定資産税の問題で議論になりますが、そういった事業所に対する手当て、私も商売やってます。どうしてもここがおかしいなあと思うときは、やっぱりそれなりに事前に十分に調べるということも出てくるわけですね。ですから、同じ税務課としてそういったところを入湯税というそういった仕組みがあるなら生かすべきだと私は思うわけですけどね。一番今までこのいろんな固定資産税の徴収率の問題出てきてます。何か手を打てなかったのかという部分もあるかと思えます。そういったときに、そういった仕組みというのがあれば一番わかると私は判断す

るわけですけどね、どうして半年もおくれているとか、そういうことは危険信号ですからね、要するにリサーチ会社を使うよりもはるかによくわかるわけですから、そういった部分を生かす手はないと思いますが、最後の質問です。

○議長（太田重喜君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（小野彰一君）

済みません、回答にちょっと困ってるんですけども、入湯税というのはあくまでも宿泊客、休憩客がおったところで……（14番田口好秋君「そういうことを聞いてるんじゃない、それを生かせと言ってる」と呼ぶ）入湯税の申告は申告として当たり前申告してもらおう事業所もあります。ただ、それが納税に結びつかないというところもあります。ただ、申告をしておいて納税をしないというところもあるわけですので、それが20年度の滞納にも結びついてきたところございまして、その事業所が例えば入湯税だけは申告しとるばってんが、固定資産税は払っとらんよというところもあるわけございまして、一概に業績が入湯税の申告だけでは見えないという部分もあると思います。（14番田口好秋君「私は納税を言ってるんです、申告制度で納税があつとる、そういったところを生かしなさいと」と呼ぶ）もちろん、担当としましては、申告をしてもらった以上は、納税までお願いするわけございまして、申告だけでもしないところもあります。ただ、そういうところは、うちのほうといますか、市の担当者といえますか、そちらが税務調査という形に事業所のほうへ赴きまして調査をさせていただいたところとところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで第1款、市税の質疑を終わります。

議案質疑の途中でございまして、ここで13時10分まで休憩いたします。

午後0時6分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（太田重喜君）

休憩前に引き続き議案質疑を続けます。

予算書79ページから91ページまでの第2款、地方譲与税から第11款、交通安全対策特別交付金までの質疑を行います。質疑ありませんか。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

79ページから行きます。地方揮発油譲与税、これについては3月の補正予算両方合わせた

ときの3,100万円同額ということで今回は記載をされておりますが、譲与税についてもともとは道路譲与税があったと思いますよね、それが結局はもう21年度から譲与税というふうな形になってきたわけなんですけども、以前は道路譲与税のときには道路の延長とか面積関係、それまで加味された分が来とったわけなんですけども、この揮発油譲与税、これについてもそれまで加味した分というのがちゃんとされているのかどうか御確認だけしたいと思います。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

地方揮発油譲与税でございますけども、道路の延長及び面積によって算出をされます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

考え方は、そしたら以前の道路譲与税とほとんど変わらないという考えでよろしいわけですね。これが補正のときにもあったんですけども、自動車重量税関係も結局このあたりが減額された場合は特例交付金のほうで補てんをされるというふうなお話を以前からも伺ったわけなんですけども、ページまたがりますけども、今回特例交付金の分が増額になっております。幾らだったですかね、ちょっと特例交付金、88ページの分ですね、88ページでいきますと、一応21年度については9月の補正で2,700万円足らなかった分が入ってきたと思います。今回は3,970万円入ってはいるんですけども、このあたりはある程度減額の分が加味されたと考えていいのか、そのあたりとの兼ね合いはどうなんでしょうか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

国全体として3,832億円の予算措置がしてあるところです。この分の中には児童手当及び子ども手当の特例交付金の措置、住宅借入金等の措置の減少補てんというふうになりますが、具体的にまだこの部分の中で幾らが自動車重量税及び地方道路譲与税の部分になるかはまだわかりません。今後算定をされて示されるものと思われま。

以上です。（13番神近勝彦君「いいです」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

今の関連といいますか、似たような感じになるわけですが、それで自動車取得税にしても重量譲与税にしても、これ目的税になってますよね。ある意味では、これは道路事業の整備に回すということでの目的税になってると思うわけですが、ところが今の結局財政が逼迫した中で、なかなかそこまでは回されてないというのが現状じゃないかなという気がするわけです。現実今このような道路特定財源の中で、その道路の補修費、改良費に回してる分というのはどれくらいあります、比率的に見て。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

先ほどの地方道路譲与税とかが名称変わりました揮発油税というふうになりましたが、この際に従来目的税であったものが一般財源化をされております。それで、道路財源につきましては、この改正の際に地域活力基盤創造交付金ということで新たに創設をされております。規模としては国全体として9,400円程度というふうになっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

先ほど9,400万円と申したようでございます、9,400億円です、はい、失礼いたしました。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

私もちょっと勉強不足で申しわけないんですけども、その交付金とあわせて例えば重量譲与税と取得税交付金についても、これも今改正になってそういうふうになってるんですかね、この分については、目的税、今でも目的税でないんですかね、もう変わったんですかね、確認だけしときたいと思いますけども。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

昨年の改正の際に一斉に改正をされております。（17番山口 要君「ああ、そうですか、昨年の改正でそういうふうになっとるんかな」と呼ぶ）以上です。（17番山口 要君「わかりました。はい、いいです、はい」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

いいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第11款、交通安全対策特別交付金までの質疑を終わります。

次に、予算書92ページから98ページまで、第12款、分担金及び負担金から第13款、使用料及び手数料までの質疑を行います。

質疑ありませんか。梶原睦也議員。

○8番（梶原睦也君）

小さいことですが、97ページのここに入るのかどうかわかりませんが、住民基本台帳の部分で入ってくるのかどうかわかりませんが、各調査会社の調査の抽出というのがあると思うんですけど、住民基本台帳からの抽出作業というのがあると思うんですけど、嬉野市で年間どれぐらいの調査が入るのか、それからその調査内容と、調査会社が何社ぐらいあるのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

本庁市民税務課長。

○市民税務課長（本庁）（刈野美喜子君）

お答えいたします。

住民基本台帳の閲覧ということによろしいでしょうか。（8番梶原睦也君「はい、いいです」と呼ぶ）住民基本台帳の閲覧は、住民基本台帳法の規定によって今物すごく厳しくなっております。それで、調査会社としてではなく、国とか県とかそういうふうなところからの委託でもって入ってきてらっしゃいます。それじゃないと許可はしておりません。住民基本台帳の閲覧の規則も嬉野市は特別に設けておりまして、それで厳格な審査のもとにこれは公的に使用できるということであれば許可をしております、年に1回公表しております。今ことしは21年度ですね、6法人で閲覧をされております、内容的に見れば自衛隊募集とか、それから公的なもののアンケート、それから新聞社等のアンケート等もありますけども、そういうふうなので6社ほどで、件数的には十何件から多いところでは百何件ということがあります。国の機関の場合は、大体委託で入ってはこられますけども、委託会社のほうから閲覧料としてもらっておりますので、自衛隊からの閲覧以外は全部手数料として1件当たり300円でいただいております。ことしの5月の広報でその分は公表しておりますので、今はちょっと手持ちに資料は持ってありません。

以上です。

○議長（太田重喜君）

梶原睦也議員。

○8番（梶原睦也君）

この閲覧料というのは300円というのは、ほかの自治体でも同じ金額なのかという部分と、

今回この質問をさせていただいたのは、調査関係が市民の方のほうへ入っていくわけですよ。そういう中で、今いろいろなほかのアンケート調査とかというように偽って詐欺事件とかあってるわけじゃないですか。そういう中でこの国の調査とかという部分が非常にやりにくいような状況にあるということで、ここら辺に関して市のほうでできたら年に1回って今おっしゃったんですけども、そこら辺がどういうことで条件とかあると思うんですがされるのかどうかわかりませんが、こういう調査が入っているというのを市民の方に公表というか市報等で掲示できないのかどうか、その点について伺いますが。この2点について。

○議長（太田重喜君）

本庁市民税務課長。

○市民税務課長（本庁）（渚野美喜子君）

お答えいたします。

住民基本台帳法の閲覧手数料というのは市町村条例の定めによります。1件300円ということになっておりますけども、それは閲覧台帳をつくっております、もう必要最小限で嬉野市の場合はランダムで出しております。あいうえお順にですね、だから部落の指定もできないし、行政区の指定というのも行政区、いわゆる部落、一緒ですね、指定もできません、お名前のあいうえお順で並べております。嬉野市だけだと思います、この辺ではですね。

そして、手数料はもう大体市町村条例になりますので、200円というところもあるかと思っておりますけども、もう見れる部分は生年月日、お名前、男女の別、そして住所、番地、それだけしかわかりません。

それともう一件は、先ほど言いましたように公表を年に1回は実績、これだけ、どこの会社が、どこを委託会社として、どういうふうな目的で、何件、そして生年月日とか何歳以上とかありますよね、それで何件見られましたという実績を年に1回公表しなさいというのが住民基本台帳法に決まっております、それでしか公表はしておりません。前もってすることはありません。調査控えていかれて、あとは個人さんに送られると思うんですけども、アンケートとかですね、それで自分に来たものがこういうふうな目的で閲覧されて調査内容が送られてきたものというのは、もう年に1回の最後でない本人さんにはちょっとお教えできないということになるかと思えます。

以上です。（8番梶原睦也君「はい、最後です」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

梶原睦也議員。

○8番（梶原睦也君）

わかりました。そしたら、嬉野の場合はあいうえお順で掲載されてるというのを初めて聞きましたけれども、ほかの自治体は部落とかでしてあるんですよね。それはあくまでも個人情報保護法というか、そういうあれにのっとった上での個人のプライバシーが外へ出ていか

ないという部分で嬉野の場合はしてあるということですね。わかりました。

あともう一点は、そういうことで市民の方からこういう調査が入ってるけども本当だろうか、そういうような問い合わせ等がかつてあったのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

本庁市民税務課長。

○市民税務課長（本庁）（淵野美喜子君）

今のところ問い合わせ等あったことはありません。だから、不自然なものはないかと思えます。もう厳格な調査をしております、その調査内容についてはですね。添付書類等ももう何点も求めております。本当にそれを調査する必要があるかどうか、そしてどういうふうな内容でアンケート調査されるか、その会社がどういう会社であるか、会社、民間はもう余りないんですけども、ちゃんと法令に基づいた会社であるかどうかですね、調査会社にしてもそうです。そういうようなところで、目的もしてるし、宣誓書ももう前もってもらっております。そういうところで、今のところは連絡等はあったことはありません。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

94ページ、総務使用料なんですけども、行政財産からコミュニティセンターまで7項目ですか、あります。特に行政財産のほうが昨年度からすると2倍近い収入見込みということで記載をしてありますので、その分の内訳と、各公会堂からコミュニティセンターまでの分でおおむね見込みがどれぐらいあられるのかお教えてください。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

総務使用料の中で行政財産使用料512万9,000円、前年の倍というふうになっております。この中には昨年まで雑入で計上をいたしておりましたが、職員の駐車料金月1,000円を御相談しておりますが、その分が入っております。この科目の移管につきましては、今まで職員から1,000円いただいておりますが、これは寄附行為ということで職員の方からいただいております。ところが、このままいつまでも寄附行為ということばかりではどうかということで、ちょっと法的にも調べてみたところです。そういう中で行政財産というふうになります、駐車場として地下なんか整備をしております、庁舎の駐車場をですね。そしたら、目的内使用、あくまでも庁舎、本庁舎の駐車場としてつくられたものであるから、目的内使用ということで判断されるんじゃないかということでもあります。そういうこと

で、今回規定を新しく策定をいたしまして、嬉野市職員等の駐車場の使用に関する要綱というのを制定をいたしております。これについて22年4月1日から施行するというので告示をさせていただいておりますので、ここで行政財産のほうに含ませていただいております。

以上です。(13番神近勝彦君「やっとわかった」と呼ぶ)

○議長(太田重喜君)

あとんとは。支所総務課長。

○総務課長(支所)(坂本健二君)

ただいまの増減以外の分についてお答えしたいと思います。

総務使用料のうち行政財産の増減につきましては、今説明をしたとおりでございますが、その他の分につきましては、本庁と支所に分けておりますけども、ほぼ相違はございません。公会堂から駐車場の見込みということでございますけども、公会堂につきましてはもう前年のとおり余りございませんので月に12万5,000円程度の十二月ということで計上をさせていただいております。それから、中央駐車場でございますけども、ここが残念ながら減っております、日に40台程度あったものが2年前ぐらいは40台ぐらいあったものが現在32台ぐらいでございます、月に1,000台で計上をさせていただいております。これが300円ですから60万円程度の減をいたしております。

それと、増の分でございますけども、インターの第2駐車場が整いまして、少なかったんですけども増をいたしまして、日に5台以上の増があっております、月に625台の増を目指してもらって、昨年より30万円ほどの増加をさせていただいております。行政財産でございますので、あと自販機、それから佐賀銀行のATM、それから水道課にもお貸しておりますので、それら等もありますけども、余り変化はございません。

以上でございます。

○議長(太田重喜君)

神近勝彦議員。

○13番(神近勝彦君)

嬉野中央駐車場については、本当二、三年前ぐらいからずっと減少の傾向でありまして、かなり減ってはきてるんですね、20年度の決算で289万6,000円で、21年度の当初が300万円一応見られておられたのが今回240万円というふうな形で、そういう中でインターの第1駐車場が逆に減って第2駐車場のほうがふえたというふうな形になりますけども、今回の予算計上でいくとですよ、やはりこのあたりは何か要因があるんですかね。やっぱり第2駐車場のほうが広いと、入れやすいというふうな感じがあつて第2駐車場のほうが伸びているというふうに考えていいのかどうかですね。それから、コミュニティセンターのほうは、昨年からは若干減の形の中で予算計上されておられるわけなんですけども、このコミュニティセンターについては減免の増なのか、それとも利用者そのものが減なのか、どちらなんです

しょうか。

○議長（太田重喜君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

予算的には前年度より33万7,000円程度の減額をしております。この主な理由は、20年度からふろの使用を休みの日を月、火、金、3日間ですね、休んでおりますので、その分が主な減、それからもう一つは減額もありますが、その中でマルチ商法的なもんがあっておりましたので、その分については規制をしております。そういったことで若干利用者が減になっていると、その辺のことが減の主な理由でございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

支所総務課長。

○総務課長（支所）（坂本健二君）

前段の部分についてお答えをいたします。

質問者のおっしゃるとおりでございます。第1のほうはもう満杯ですと推移をきておまして、第2駐車場が皆さんに行き渡ったということで、徐々にふえつつあるということでございます。

以上でございます。（15番西村信夫君「関連です」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

西村信夫議員。

○15番（西村信夫君）

ちょっと神近議員の関連質問にいたしますけれども、行政財産のほうに雑入の駐車料金については繰り入れたということでお伺いしたわけですが、この駐車料金につきましては職員及び派遣職員とかですね、その分では徴収方法についてはどのようになされておるのか、派遣職員まで徴収をされるのかどうか、その点お尋ねします。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

徴収する職員につきましては正職員ですね、それから臨時職員さんとかはちょっと賃金的にも非常に厳しい状況にありますので除いております。それと、あと申しわけないですが議員さんたちの分ですね、そういうことになります。

以上です。（2番山口忠孝君「関連で」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

山口忠孝議員。

○2番（山口忠孝君）

済みません、ちょっとおかしい質問かも知りませんが、先ほど財政課長さんのほうから寄附行為で最初項目で上げていたということでしたけど、普通民間で考えたら、自分の会社に仕事行くのに自分の会社の敷地にとめるのに職員が駐車料金を払うというのはおかしいことで、市の職員が自分の市の財産の土地にとめるのに駐車料を払うというのは、ちょっと単純に考えたら、市の職員のほうからも反発がなかったのか、その辺のことは、例えば県がそういう県の県庁とか高校とかそういうところにずっと初めてそういうのがなってきたから、市もそういうふうに、もちろん税収の落ち込み上、もちろんそういう地域もあるでしょうけど、ただ論理的に考えたらちょっとおかしいなとは思いますが、どんなふうにその辺は考えてやっつけようか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

確かに議員おっしゃるとおり自分の勤め先に車で来て駐車をして何で駐車料を納めにやいかんかということと思いますが、もう御承知のとおり新聞とかでお読みになったかと思いますが、一時期市の職員が駐車場、公有財産なる土地を占有するということが幾らかの負担をすべきでないかというのが議論になったところでございます。そういう中で佐賀県におきましても職員から駐車場代ですか、それを徴収するようになったところで、それに伴いまして近隣の市においても職員さんからも土地代としてお願いしようという傾向になりまして、そのとき嬉野市も一緒に職員だからお願いをすることといたしたところで。職員さんからにつきましては、当然いろいろの御意見があったかと思いますが、しかし、おおむねこのことについては御了解をいただいたということでもあります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませぬか。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

続いて、94ページの農林水産業使用料の中の農業使用料ですね、茶業研修センターの分があるんですが、今回使用料関係の一部改正ということで条例が上がっております。なるべく利用していただきたい、そしていろんな種目に使っていただきたいということで条例改正があつてると理解をするわけなんです、それにもかかわらず今回の予算が昨年度の当初予算と比較すると若干落ち込んでいるんですね。一部改正の分を考えると、最低でも前

年度並み、21年度並みぐらいあるいは21年度を上回るような予算計上というふうな認識を持つもんで、何でここで減額の要素が出てきたのかなという気がするもんでお願いをいたします。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（松尾保幸君）

お答えします。

今年度の分については、議員さん御承知のとおり九州お茶まつり佐賀大会ということで当市で開催がされた関係上、かなりの利用者がありました。利用人数につきましては2,370人、前年が1,975名と、はるかに今年度が多かったわけです。そういうことで利用はなるだけしていただくような形で条例改正をお願いしたわけですけれども、今年度の数からすればちょっと落ちるんじゃないかというような想定のもとに21年と20年の中間ぐらいということで設定をさせていただきました。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

これは去年の歳出のところでも言うたかと思ってるんですが、九州の大会が嬉野であるから、だから行政のほうとしてもいろんな補助を出しましょうとかなんとかで一生懸命やられるようじゃだめでしょうと。21年度、九州でも全国でも受賞されました、それも結局来年も再来年も続けなければ、嬉野のお茶のブランドというのが定着しないじゃないですかということも多分去年も申し上げたかと思うんですよ。だから、この茶業研修センターを有意義に使っていただく、だから去年2,370人の方が、延べだと思うんですけどもこの方が使われたなら、今年度についてはこれを上回る利用者があって、そして九州あるいは全国の品評会で上位を独占するというふうな取り組みを担当課は持っていかなければいけないんじゃないですかね。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（松尾保幸君）

私たちもそのようなことで利用の促進というようなことを考えてはおりますけれども、現実はそのようなことで若干減るんじゃないかということでございます。過大に上げて、ちょっと現実に伴わないという面もございまして、そのいうふうな処理をいたしたところです。

（13番神近勝彦君「いいです」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。平野昭義議員。

○16番（平野昭義君）

95ページ、土木使用料の関連で節の2で河川使用料ですね、この中で補正予算でもちょっと話ありましたけど、ただ科目に1,000円だけつけてありますが、これだけお金がないとかいろいろ騒がれているときに、全く1,000円で、あと何か6月か9月か12月かまでのうちにふやすのかどうか、その辺について予算として私は計上してもらいたいと思いますけど、まずそこを案内してください。

○議長（太田重喜君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

実は昨日ですか、補正のときに説明をしたとおりでございますけれども、とりあえず科目存置の1,000円という形の中で今回計上させていただいております、例えばきのうもとれる段取りができたところからとるというふうなことになるならば、不公平さがでてくるというふうなことでございますので、もちろん徴収できるような調査は努力をいたすところですが、半年かかるのか1年かかるのかちょっと今のところはお約束をできないわけでございますけれども、とれるといたら語弊がありますけれども、徴収できる体制になったら、当然補正をすべきだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野昭義議員。

○16番（平野昭義君）

体制になったらというかね、体制になさないといかん、ということは、これは平成19年度からのことですから、もう3年は経過しております。市長の答弁でも、結局これは使用料の不公正だから必ずしないとイケないということで、私も別府にも調べてみましたが、あの別府の大温泉でも全部とっております。なぜ嬉野のような小さな温泉はとれないのかと、何か入り込んでもう溝さらえもできんようなそういうような配管を昔しとったとかありましようけど、それはそれとしていろいろ技術的に考えて、まずやる気があればできるでしょう、人間はなせば成るという言葉がありますように、すればできます。課長、ことしの9月補正ぐらいでも条例改正でもできるよう、条例に添えて、よかでしょうか、あと少しでしょうか。

○議長（太田重喜君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

9月の補正でというふうな質問でございますけれども、何月の補正ということは今の現状ではお約束はできないところでございますけれども、課として、担当課としては精いっぱい

努力していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野昭義議員。

○16番（平野昭義君）

今その言葉を聞きましたから、一応安心しますけどね、毎年毎年の繰り返しでは、私は今までの料金を、それを参考にしますれば、恐らく800万円から1,000万円ぐらいがありやせんかと思うわけですよ。ですから、そういう点についてそこに持たない人ですね、持った人も、不公平でしょう、きのうも言いましたように、特に塩田の人たちまじめな方ばかりで、小さな橋でも500円、600円と今でもやってきたと、近ごろは何も集金も来んばいと、また、調査に来たばいとという話も聞いております。ですから、まじめなところからは、そういうふうな理解して、次、集金くればやると思うとんしゃるわけですよ。ほんでも、結局集金に行かなかったら自分から持っていく者はおらんわけですね。ですから、調査をまず完全に、少しきつところには何かね、ほかの委託でも頼まれてでも、自分たちがし切らんぎさ、例えば危なかつかね、危険度があればさ。だけん、そういうことで課長、ひとつ、ちょっと頑張ってみてくれませんか。答弁お願いします。

○議長（太田重喜君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

先ほども申しましたように、精いっぱい努力をいたします。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。田中政司議員。

○11番（田中政司君）

今のところですけどね、92ページですね、土木費分担金の急傾斜地崩壊防止事業のこの分担金、出のほうでもあれでよかったんですが、いわゆる分担金ということでございますので、ここで質問をさせていただきます。

要するに急傾斜地の危ないところを防止するというので、県が半分、残りの4分の1を市、あと4分の1を自己負担ということでここで分担金ということでたしか上がってくるわけですね。去年はたしか4カ所があったというふうに思っております。それで、去年は250万円、ちょっと補正がこっちへ入りましたけれど250万円の分担金が入ってるわけですね。今回この97万5,000円で、事業を見ますと2カ所ということで390万円の工事なんですね。非常にこれ今こういう厳しい状況の中で、やりたいけれども、そういう工事をしたらいいとはわかっているんだけど、この分担金4分の1を払わなきゃならないから、なかなかできな

いという現状があるんじゃないかという気がするわけですが、現場として例えば防災パトロール等でここもやったほうがいいけどという、あるけれども、できないという現状があるのかなのか、担当としてどうお考えでしょう。

○議長（太田重喜君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

河川費、とりわけ急傾斜地崩壊の防止事業でのお尋ねだというふうに思いますけれども、例年、議員御承知のとおり防災パトロール等々で回っております。25%の分担金となっておりますけれども、あくまで地元負担金とそのまま置きかえていただいて結構かと思っておりますけれども、確かに100万円だったら25万円、そういった計算になるわけですがけれども、確かにそがんもちょっと払えないというふうな話は一部からは聞くときもございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

非常に厳しい今皆さん本当くうくう言いながら生活をしてるわけですよ。そういう中で家の裏が崩れそうだけれども、なかなかこの分担金を払うことができんけんがし切らんというところもあろうかと思えます。市長、これお尋ねなんです、県が2分の1、市が4分の1、残り4分の1を自己負担ということなんです、この県の2分の1は変えられるのかどうかわかりませんが、市の例えばそういう防災パトロール等をした段階ではとても危ないなど、これ市が例えば補助率の割合を若干もう少し高めて、この分担金を若干でも減らすことができるのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

私は防災パトロール等で箇所点検もいたしますし、またこういう話が出てきたこともございますけれども、一応今までは厳しい中にも御負担をお願いしてるというふうな現状でございます、これの負担率を変えるというふうなことについては、まだちょっと検討をしたことはございませんので勉強させていただきたいと思っておりますが、しかしながら今までは特に負担がなくでどうこうということはなく、全体の予算の中で取り組めるかどうかというようなことの検討でございましたので、県のほうの予算も厳しい中で引っ張ってきておるといのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

確かにそういうことわかるんですが、さっき課長のほうから申されたように、やはりしたくてもできない現状があるかと思うんですよ、この分担金ですね、県は半分やってくれるからやりたいのはやまやまなんだけど、地域で例えばこれも地区なんですよ、課長、どこどこ地区でどういうふうな感じかということ、個人さんがやるんじゃないですよ、急傾斜の地区で、例えば集落で自分の集落のところの後ろの山をどうのこうのとかというふうに、たしかそういうふうなことだというふうに思います。そうなってくると負担金が発生をするとなると、なかなかそこで話がまとまらないという事例も私聞いております。だから、この分担金をなくすということを私言ってるんじゃないですよ、そういう時勢ですので、若干でもこの市の上乗せあたりをぜひ検討していただきたいということだけお願いをしておきます。研究をしていただきたい。

○議長（太田重喜君）

答弁要らんですね。

ほかにございませんか。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

今度は95ページのほうに行って、土木使用料の住宅使用料ですね、これ毎年毎年お尋ねをしておるわけですが、去年は経過措置ということで、住宅の耐用年数があるということ減額ということになったわけですよ、昨年度は。今年度は昨年度と同額ということは、この耐用年数の分に関する経過措置というものは発生をしなくて、家賃そのものについてはそのまま同額というふうな形で考えていいのかどうかと、今の現在の入居率、そして使用料といいますか、ちゃんと住宅使用料を払っていただける方がどういうふうな状況なのか、滞納含めてどういう状況なのかということでお教えいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

家賃の計算上の計数の話だと思いますけれども、それにつきましてはちょっと今資料の手持ちがございませんので、まことに申しわけありませんが、そういうことで後だって申し上げたいというふうに思います。

それからもう一つは、何やったですかね、入居率、入居率につきましては、現在数字までははじいておりませんが、ちょっと旧嬉野のほうの厚生住宅、あそこにつきましてはかなり古うございますので、出ていかれたら、後の補充はしないというふうなことで、その分について20戸入れられるところに今8世帯というふうな形でございますので、そこだけはか

なり少ないというふうに思っております。あとにつきましては、大体ほぼ満室と。

それからもう一点、出られたら、すぐ後補充をするように、ほかの団地につきましては後の補充をするようにやっております。

以上です。(13番神近勝彦君「滞納については」と呼ぶ)

○議長(太田重喜君)

産業建設部長。

○産業建設部長(一ノ瀬 真君)

滞納につきましてでございますけれども、平成20年度の決算のときに大変御迷惑をおかけいたしました関係で、長期滞納者の方でリストを上げております。10名おられます。その方につきましては、退去されるか完納されるかの決断を促す催告書を先月お送りいたしております。その期限を3月31日と切っております。その中で2名の方がすぐ完納いたしております。そして、あと一名の方が四十数万円程度滞納ありましたので、とりあえず30万円入れたということで申し出がございましたが拒否をいたしております。完納をするか退去するかお願いしますということでお返しをしております。それと、最終的に80万円とか90万円という方がおられまして、この方が最終的には二、三の方が残っていく可能性がございます。その方につきましては、また出のほうでもお願いをいたしておりますけれども、裁判のほうに訴えて裁判所の判断を待つように今いたしております。

以上でございます。(13番神近勝彦君「はい、わかりました」と呼ぶ)

○議長(太田重喜君)

神近勝彦議員。

○13番(神近勝彦君)

今家賃の予算計上については資料を持ち合わせてないので後だってということですので、後だってでも結構です。そのあたりも昨年在がそういうふうな御答弁だったんですよ、減額をされとったわけですよ。そのときは住宅の耐用年数によって軽減をするので昨年度からは家賃が下がったというふうに御答弁をいただいていたので、今年度につきまして22年度については同額ということは、そういう経過措置というものがここそれが3年間とか間は変えないと、あるいは5年間は変えないというふうな形でいっていらっしゃるのかというところの御確認ですので、その分でよろしく願いいたします。

滞納については、かなり思い切ったことをやっていただいたということで、今後もうこういうふうな取り組みをやっていただきたいと、これは住宅関係だけじゃなくてほかの部署についてもお願いをしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長(太田重喜君)

ほかにございませんか。田中平一郎議員。

○3番（田中平一郎君）

失礼します。

都市公園の使用料ですけど、右側に項目、公園の名前書いてありまして、嬉野の公園のほうが収入が多く何か利用されてるみたいということと、それで塩田のほうが少ない、せっかく塩田の式部公園にしましても、すばらしい公園つくってもらってるんですけど、大体予算が15万6,000円と、これは関係なくしても、もっと利用の価値がないものかと。私はここに来る前からずっと思ってたんですけど、あれだけの公園をつくって維持管理費ばかり上がって利用されていないんじゃないか、死んでるんじゃないかと私はずっと思ってきました。それを今後もっと利用できないものか、どういうものをもっと活性化された方がいいのか、そこのところをちょっと中央公園にしてもイカダの記念公園にしても、もっと何か利用価値があるんじゃないかと思えますけど、今後の方法としての意見をお聞かせください。

○議長（太田重喜君）

支所総務課長。

○総務課長（支所）（坂本健二君）

ただいまの件についてお答え申し上げます。

この金額の差につきましては、塩田地区の公園につきましては使用条例がないと、0ということで、ここに上がっておりますのは15万6,000円ですか、これは一番上のは自販機の設置料でございます。だから、おっしゃるとおり活用のためには条例を見直していただく必要があろうかと思えます。

なお、合併協議のときも全体的に見直すということになっておりますので、担当課といたしましてもぜひそのようには進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

田中平一郎議員。

○3番（田中平一郎君）

この15万6,000円というのは自動販売機の売り上げということをお聞きしましたが、やはりあそこには子供たちが遊べる草スキーですか、あれなんか何も取ってないわけでしょう、取ってるんですか、1回幾らとか。マットなどは経費かかるんですよ、あれ大分かかるんじゃないかですか、かえるのにね。そがんとまで取ってよかって、1回使用するとに500円ぐらい取ってよかと思うわけですけど、足らんかな、500円じゃ、合はんかな、採算度外視。そりゃ親が払わないと。今そういう方策を考えてもらう必要があるんじゃないかと思えます。終わります。

○議長（太田重喜君）

支所総務課長。

○総務課長（支所）（坂本健二君）

ただいまの質問にお答えをいたします。

おっしゃるお気持ちはよくわかるわけですが、合併のとき今の条件でそのまま引き継ぐと、当分の間このまま引き継ぐということになっておりまして、もちろん今度立派な草スキー場をまたやり直すという計画もございますけども、今のところ無料でお使いをいただいております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

次は97ページです。97ページの衛生手数料の中の清掃手数料、この中にゴミ袋の販売があります。これは3月補正のときもお尋ねをしたわけですね。当初予算から3月がかなり減額になったものですから理由をお聞きしたときに、要は10月の値上げのときに駆け込みでいっぱい買われるだろうということで、21年度の当初についてはかなり大きく袋販売については計上しておったというふうな御答弁だったわけなんです。しかし、今年度22年度が21年度よりもまた多いわけですね。となると、昨年の理由からすると翌年度は値上げとかというふうなことはないわけですね。その中で何でこれだけ大幅な袋販売の予算が計上されてるのかなということでお尋ねをしたいんですが。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（池田博幸君）

お答えをいたします。昨年の10月1日から値上げをいたしておりますが、昨年は10月から3月31日までの6カ月間、そして今度の当初予算では4月1日から3月31日までの1年間の値上げの差額によります増でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

となると、理解をしました。そうすると、事業系を別として、一般のゴミ袋、リサイクル、それから燃えるゴミ、金属関係のあの袋は余り出てないだろうと思うんですね、ほとんどリサイクルと燃えるゴミが主だと思うんですけども、このあたり手元でわかる年度で結構です。大体何枚ぐらい売れてるんですかね。そして、掛けることの燃えるゴミで5円やったですかね、リサイクルも含めて1枚、値上げされたのが。で、これだけの大きな金額と考えていいのかですね。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（池田博幸君）

お答えをいたします。

販売の枚数といたしましては、予算でお願いをしておりますが、燃えるごみ代が61万2,000枚ですね、燃やせるごみの小が20万4,000枚です。燃やせないごみ4万2,000枚です。家庭系リサイクル28万8,000枚です。粗大ごみステッカー2,640枚です。事業系持ち込み専用10万8,000枚です。事業系持ち込み専用の小16万8,000枚で計上しております。それと、事業系リサイクル1万8,000枚です。合わせまして144万2,640枚となっております。（13番神近勝彦君「5円を掛けて、掛ける5でいって、だからそれ掛けるの5円ぐらいでよかとですかね」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（池田博幸君）

お答えいたします。

燃やせるごみの大が10円上がっております。（13番神近勝彦君「10円ね」と呼ぶ）燃やせるごみの小が5円ですね。（13番神近勝彦君「5円よね」と呼ぶ）燃やせないごみ10円、リサイクル10円、それから事業系の大が20円、小が20円、リサイクル用が10円のアップをしております。（13番神近勝彦君「全体で200万円やろ。200万円で、平均10万で200万円」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

ちょっとまだ計算が今さっとできないんですけど、そういうふうな理由で上がったということはわかりました。何かちょっと私的には計算が合わないような気がするんですけども、実質的にそれなら20年度は、今おっしゃったのは22年度のあくまでも予算計上の予想額ですよ。そしたら、20年度で結構ですので、20年度の販売枚数だけちょっと教えてもらっているんですか。済いません。

○議長（太田重喜君）

産業建設部長。

○産業建設部長（一ノ瀬 真君）

お答えいたします。

20年度で合計枚数でいいですかね。（13番神近勝彦君「合計枚数でも結構です」と呼ぶ）合計枚数で塩田、嬉野合わせて134万4,916です。（13番神近勝彦君「余り変わらんわ」と呼ぶ）21年度はちょっと特別駆け込み、値上げ前の駆け込みが当然あったわけで、それを今後

の3月31日までの予測を入れて言いますと大体150万6,000枚、ですから15万枚ぐらいですかね、それくらい多くなっております。

それと、ついでですから申し上げますけど、20年度は全く値上げ関係ございませんので、総売り上げが3,888万円ぐらいございます。（13番神近勝彦君「ありますね」と呼ぶ）21年度予測で4,671万円を一応予測しております。先ほど申しましたように、先ほどの22年度の予測は、この両方を加味をいたしまして、それで21年度の駆け込み需要の分の見込みを減らしまして、20年度よりも若干ふやした段階で計算をしております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。田中政司議員。

○11番（田中政司君）

93ページの児童福祉費負担金、保育所保護者から保育料……。まだ早いか、わかりました。よかですか。

93ページの児童福祉費の負担金ですね、いわゆるこれは保育園へ通っている子供たちの御父兄さんから保護保育料として徴収をする金額だというふうに認識をしておるわけですが、数字的なものからいけば昨年1億6,469万9,000円ですか、だからほとんど変わらないというか1億6,400万円と1億6,200万円ですから200万円程度ふえてるわけですね。それはいいんですが、最近社会的な問題になっています滞納、まずその滞納の金額が例えば20年の決算あるいは過年度分ですね、20年までの過年度分、21年が2月までぐらいだと思いますが、その数字がわかればお教え願いたいと思うんですが、まず。（「ちょっと暫時休憩お願いします」と呼ぶ声あり）

○議長（太田重喜君）

暫時休憩いたします。

午後2時9分 休憩

午後2時9分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。こども課長。

○こども課長（永江邦弘君）

お答えをいたしたいと思います。

保育料の滞納の件でございますけども、平成8年から平成20年までのいわゆる過年度分が607万2,490円、21年度単年度分に限って747万2,040円という滞納額でございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

平成8年度からこれ滞納が発生をしてるわけなんです、たしか以前は保育料というのは保育園に納めてたというふうに思うんですよ。保育園で保育園の園長先生が、たしか集金をなさってたというふうに私記憶をしてるんですよね、この保育料というのは、徴収をされてたという、だれか御存じないですかね。それが多分平成8年ごろじゃないかなというふうに記憶をするんですが、御存じないですか。

○議長（太田重喜君）

こども課長。

○こども課長（永江邦弘君）

お答えをいたします。

以前が保育園で徴収をしていたかどうかという記憶が私もちょっと忘れてわかりませんけども、平成8年ごろの滞納が3万4,910円という非常に少ない額でございますので、多分平成11年から極端に50万円程度の額になっておりまして大変上がっております。過去やっぱりそういったことがあったのかなあと、私もはっきりとしたこと言えなくて申しわけありませんけども、その後はずっと滞納額が10万円ないしあるいは20万円ないし90万円ないしというふうな形でずっと年度を負うごとになっております。それで、現在は市が収納してるというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

私もちょっと勉強不足で申しわけないんですが、この滞納が発生したのが、たしか市が徴収をするようになった、そこら辺の要因が、なぜ市が徴収をするようになったのかという具体的なことは私議員になるずっと前だと思いますのでわからないんですが、今現在市の保育園、市が所有する保育園といいますか、要するに嬉野保育所も指定管理者になったわけですね。だから、ほとんどすべて民間になってるわけですから、これを例えばそこを徴収まで委託をすると、いわゆる保育園さんでその部分の保育料は徴収をしていただくという形に持っていけば、私これ滞納はかなり減ると思うんですよ。現年度20年度で私これ資料もらったんですが、21年度の現年度206児童、保護者が155保護者で700万円という数字、747万円という数字いただいているんですが、これをやはり保育園に今後はそれだけ業務をお願いをして、それだけ分手料を払うなりして、そしていただくぐらいしないと、どんどん滞納者がふえていくのではないかなという気がするわけです。ですから、今後保育料というのをそういう保育園に委託することができるのかどうかということをもっとお伺いしたいし、そういうふうにしていただきたいというふうに、担当課にはできるかどうか、今後方向性として

そういうことを考えられないのかどうか、市長にお尋ねをいたします。そういうことができるのかどうか。

○議長（太田重喜君）

こども課長。

○こども課長（永江邦弘君）

お答えをしたいと思いますけども、今の市のほうで収納をいたしておりますけども、滞納のある方については園のほうからもそれなりの催告だけはかなりやっております。お金だけは取り扱いをしていただいておりますけども、そういうふうな状況ではございません。今後その徴収を保育園でできるかどうかという部分については、今ここでできますという断言はできませんので、少し研究をさせてもらってから検討してみたいと思いますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

以前の経過は私の就任する前の話らしいんですけども、要するに以前そういうふうなことも取りよったけれども、もう保育業務とは全く別だというふうな考え方で役場が徴収を始めたということでございますけども、しかしながら委託の方法についてはできないことはないというふうに思いますけども、そこらは勉強してまいりたいと思いますけど、ただやはりこれは保護者の方の理解がまず第一だと思いますので、そういう点では少しずつ減りつつはありますので、もう一回努力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

92ページの狂犬病予防手数料についてお尋ねをしたいと思いますけれども、昨年よりも飼犬の登録が21万減ということと、狂犬病予防注射が6万6,000円減額をされて計上されておりますけど、飼犬の登録は恐らく少ないだろうという見込みであったと思って計上されておりますけれども、毎年狂犬病の予防注射もありまして、すべての方が注射をされてることとはちょっと見込めないんじゃないかと思っておりますけども、そのあたりは市はどのように把握されておるのか、そしてまたこの狂犬病という病気にどのような病気、人体に及ぼす影響があるのか、その点ちょっとお尋ねしたいと思いますけれども。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（池田博幸君）

お答えをいたします。

狂犬病予防についてお尋ねですけれども、平成21年度の見込みが1,763頭でございます。そのうち注射済みが1,190頭ですね、接種率にいたしまして67.5%。

それと、狂犬病にかかった場合の対応策ということですが、外国ではちょっと死亡とか何かあっておりますが、日本では死亡とか何かの例はあっておりません。症状は、ちょっと済みません、わかりません。済みません。

○議長（太田重喜君）

西村信夫議員。

○15番（西村信夫君）

狂犬病というものは、やっぱり死亡につながるわけで、専門家がここへいらっしゃいますので、蒲原課長さんにお尋ねいたします。

○議長（太田重喜君）

健康づくり課長。

○健康づくり課長（蒲原知愛子君）

狂犬病の犬、狂犬病を持った犬にかまれますと、神経系がやられますので、脳の神経がやられてけいれんを起こしたようにして劇症の方は亡くなるということですね。日本ではそういう注射も打ってますし、医療も進んでますので、死亡する事例はありませんが、神経がやられるということです。よろしいでしょうか。

○議長（太田重喜君）

西村信夫議員。

○15番（西村信夫君）

狂犬病というものはどういうものかということをお聞きさせていただきましたけれども、ありがとうございます。あわせて67.5%の方が注射を打ってないというようなことですが、1回打つにしても3,150円の注射料金要るわけですが、この狂犬病という病気のことを思えば、もっと犬を飼っている人に対して注射の広報活動をするべき、取り組むべきじゃないかと思っておりますけれども、もっと犬を飼っている人に対して市が積極的に注射を打っていただきたいという活動をすべきと思っておりますけれども、改めて答弁求めたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（池田博幸君）

お答えいたします。

22年度の予防接種につきましては、もう既に広報を行っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

最後確認をしたいんですが、ここに上がってる予算額の分、65万4,000円というのは、あくまでも各地区地区なんかに来られて注射をされる分だけの費用ですよね。ですから、その六十何%の方がされていないというのは、全部登録をされてますよね、登録をされてる中で、そこに来ていらっしゃる方が残り三十何%ということですよ、あくまでもね。だから、うちのほうでもそうなんですけど、直接獣医さんのところに行って注射をされている方というのは、この予算の中に入りませんので、その予防接種の率の中には入っていないということで認識をしてよろしいですよ。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（池田博幸君）

はい、そのとおりでございます。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

97ページのさっきの上の清掃手数料のところが一番下、し尿くみ取り手数料、これもきのうお尋ねをした続きなんですけども、きのうの説明の中で、結局生し尿については21年度については多く見過ぎとったということで補正をしたということだったですよ。その金額というのが、結局3月補正で1億3,690万円というふうな数字が出とったわけですよ。今の公共下水道の接続をずっと考えていけば、結局生し尿のくみ取り手数料というのは年々減っていくものというふうな感じを持つものですから、この1億4,523万2,000円という予算計上がちよっと多くあるのではないかなという気がするんですよ。そのあたりの認識はいかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（池田博幸君）

お答えいたします。

議員さん申されますように、し尿くみ取りの量は年々減ってきております。その理由といたしましては、前にも御答弁申し上げておりますが、公共、農集等の接続によりくみ取り量が減少しておるところでございます。今回3月補正で見込みで1万2,300キロリットルで補正をお願いをしておりますが、補正と新年度とほぼ同量の金額を計上しております。（13番

神近勝彦君「補正と」と呼ぶ)

○議長（太田重喜君）

いいですか。（13番神近勝彦君「ちょっと待ってください。いいですか」と呼ぶ）神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

ちょっと済みません、ちょっと今頭が混乱してるんですけど、3月補正の量と新年度の分の量は今同量ということで計上をしたということですよ。ということであれば、金額的にも余り変わらない金額にならなければいけないという私は気がするんですけども、そのあたりの違いは何でしょうか。（「ちょっと暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（太田重喜君）

暫時休憩。

午後2時23分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。環境下水道課長。

○環境下水道課長（池田博幸君）

21年度当初の金額で1億5,726万円ございまして、補正後が1億3,690万円、それと今回の新年度の予算でお願いしております、ちょっと若干違いはありますが1億4,523万2,000円ということでございます。（13番神近勝彦君「いや、だからね」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

ちょっとわかりませんか。

暫時休憩します。

午後2時26分 休憩

午後2時27分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。環境下水道課長。

○環境下水道課長（池田博幸君）

ただいまの件につきましては、ちょっと調べましてから、後ほど御報告をいたします。（13番神近勝彦君「次、後で質問もしていいわけですよ、議長、問題点があれば」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。田中平一郎議員。

○3番（田中平一郎君）

下から2番目の97ページの林業手数料のところ、鳥獣飼養許可、これはどんな鳥を飼っ

たら幾らお金が入ってくる、これ3万4,000円ばかり予算上げてありますけど、メジロですか、メジロやったら許可、何かの本で読んだんですけど、ほかの鳥はとっちゃいけないとかなんとか書いてあったんですけど、この中でメジロ飼ってる方いらっしゃいます。

○議長（太田重喜君）

いいですか。何なのかということだけでしょう。

○3番（田中平一郎君）

どんな鳥が適用になるのか、まず。

○議長（太田重喜君）

答弁求めます。農林課長。

○農林課長（松尾保幸君）

田中議員のおっしゃるとおりメジロでございます。（3番田中平一郎君「鶏はいかんとでしよう、鳥は鳥でも。そしたら、メジロだけの」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

手を挙げて。田中平一郎議員。

○3番（田中平一郎君）

メジロだけのこの申請をしてお金をもらおうと、そういうほかの鳥はだめということですかね。あいどんですね、いっぱいほかの鳥ば飼ってる者がおるとですよ、あれは違反ですか、そしたら。

○議長（太田重喜君）

野生鳥獣についてですよ、これは。（3番田中平一郎君「答弁をお願いします」と呼ぶ）農林課長。

○農林課長（松尾保幸君）

この件につきましては、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律という法がございます。その中でメジロの飼育についてのみ飼養届をして手数料として1件につき3,400円というふうな決まりがございます。そういうことで、今年度は10件分です、申請がですね。

○議長（太田重喜君）

田中平一郎議員。

○3番（田中平一郎君）

3万4,000円ぐらいやったら3,000円幾らで10人ばかりでしょう、納めているのは。でも、いっぱいおいなんですよ。そこんところ調べて個人的に行って調べて確認されたことありません。お願いします。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（松尾保幸君）

回覧等で常に私たちも広報いたしております。その中で違法な飼育というふうなことで情報を受けましたら、私どもで行って届けをしてくださというふうな指導はしております。取り締まりはできません。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩。

午後 2 時 30 分 休憩

午後 2 時 30 分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

ほかに質疑ありませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

1つは、先ほど神近議員がお尋ねになったときに関連でお聞きすればよかったわけなんですけども、94ページの公会堂手数料、96ページの体育館手数料について、今回公会堂手数料については昨年度と同額の150万円ということで計上がされております。手元に持っておりますその使用料の額を見てもみましたときに、平成20年度においては157万2,450円、21年度が既にもう1月の時点で145万5,000円金額が上がってるわけなんです。そういう中で今回このような150万円という寡少の計上といいますか、それをなぜされたのかということと、次に体育館については平成19年度に227万8,190円、そして20年度が86万50円、そしてそのときに計上されたのが今回体育館については、86万円ぐらゐの実績のもとに110万円ぐらゐを計上されてるわけですね。今回は、今現在で、もう1月の時点で154万4,430円あるんですよ。そん中で133万円計上されてる。この辺の数字について、担当課長、それ計上される時点等考えたときにどう判断されたんですか。

○議長（太田重喜君）

支所総務課長。

○総務課長（支所）（坂本健二君）

お答えを申し上げます。

150万円ということで計上をさせていただいておりますけども、おっしゃるとおり20年度が159万円、それから今までの1月分までの使用料が145万5,000円ということ、おっしゃるとおりでございます。近年物品等の販売とか、それから映写とかが入場料を取るようで、ぐんと稼げるものがございますでした。大分低下傾向にあったもんですから、幸いといえますか、今は予算額より上回ったようなペースでいっておりますけども、来年度になると公的な行事等がユニバーサルとか大きなものも多く予定をされておりますので、かたく見積もらせてもらったというところがございます。ちなみに減免というのが公会堂というのはつきものでございまして、大体年間に20件ほどと、金額にすれば50万円以上の金額が減免の申請が

あっております。

以上でございます。（17番山口 要君「体育館は」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

社会教育課長。

○社会教育課長（植松幸男君）

失礼します。

市の体育館については社会教育課が所管になっております。よろしいですか。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

それじゃ、今そういうふうにおっしゃいましたけれども、今1月までの数字で145万円と言いましたよね。2月、3月、今まででも過去3年さかのぼってみても、大体2月、3月に15万円以上上がってるんですよ、売り上げが、売り上げて体育館の使用料が、公会堂は。そしたら、当然これよりもっと大き目の数字見込めるわけでしょう。結局平成20年度が2月が15万円、3月が23万円、19年度も2月が9万5,000円と8万6,000円ですから。だから、それから数字見てみても、推移を考えれば、160万円以上上がるというのは大体見込めるというふうに思いますよ。それが1つと、そして先ほどおっしゃった大きい大会、UD大会にしても2日ですよ、そりゃ前段少し使用するかもしれないけども、それであの時期は余り公会堂借りる人いないと思うんですよ、UD大会開催されるころは。だから、何でそういう答弁をおっしゃるかわかりませんが、そのことをお答えいただきたい、まず前段の分。そして、やっぱり公会堂をあれだけ今改装をしてお金をかけてるわけですから、もう少し使用料アップに向けて今までどのような対策をとられてこられたのか、それについてもお尋ねをしてみたいと思いますけど。もう2回目ですから。

○議長（太田重喜君）

支所総務課長。

○総務課長（支所）（坂本健二君）

お答えをいたします。

150万円という数字でございますけども、大体19年度の決算額が157万円程度でございます。それと、18年度が234万円ということで、19年度から激減といたしますかね、リーマン・ショックじゃございませんけども激減してるという格好でございます。若干戻りつつはあるかなと担当課としては思っておりますけども、なかなか先が読めないというのが現状でございますので、例年どおりの額をさせていただいたということです。

公会堂のPRということでございますけども、通常かなり有名でございます、町内外からも市外からもお尋ねがございます。使いやすいということの便利さをなおさら強調するた

めにパンフレットもつくってネット上も載せましてPRをしとるところでございます。幸いほかの施設と違いまして7割以上の稼働率を有しております、おかげさまでですね。しかしながら、中の配置員につきまして職員がしたり派遣の方がやったりで多少運営上迷惑をかけた点もあったかのようにも聞いておりますので、そういう点がないように注意をいたしております。そういうことも含めまして公会堂はいいなと、使いやすいなということでたくさんのお客様に御利用いただくよう平素から努めてるつもりでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

言葉じりとらえるようで申しわけないわけなんですけども、じゃそのリーフレットね、パンフレットをどの程度どのような形で今まで配布をされたのか、その公会堂のパンフレット、そういうリーフレットについては予算書見ても余り上がってないんで、今までね、それについて出されたのかどうか、とにかくパンフレットの配布の範囲をどの程度されてるのか、それだけおっしゃるにはね、そのことをお答えいただきたいと思いますし、当然これだけ今先ほど課長がおっしゃったように利用率が少し戻ってきてるわけですから、私いつも言うように、やっぱりこういう分についてはもう大体数字見込めるわけですから、多少の増額してでも私は計上すべきだったんじゃないかなという気がするわけですよ。そのこともお答えいただきたい、もう一度。そして、先ほど申しましたように、公会堂トイレについても、今度はUDについても、ステージもしてもね、あれだけお金をかけているわけですから、だからもっともっと今70であれば80、90ということを考えながら利用率アップに向けて努力をすべきというふうに私は思います、ほかの施設についてもそうなんですけども。今本当に小銭が欲しい時期なんですよ、行政は、入る金がないから。あんた方が役所の感覚で、そこまで思っただけじゃないかもしれないけども、民間だとこういう施設におったら稼働率上げるのに必死の努力をするんですよ。だから、もうちょっと考え方というのを改めていただきたいという気がいたします。もう3回目ですから。

○議長（太田重喜君）

支所総務課長。

○総務課長（支所）（坂本健二君）

パンフレットの第1点目でございますけども、リーフレットにつきましては個別には作成したり、それからいらっしゃるお客様に提供したりはいたしておりません。（17番山口 要君「じゃ、そういう答弁しなさんな」と呼ぶ）ネット上に掲載をさせていただいて、逐次詳しく載せて見ていただいとるのが現状でございます。

それから、利用率を上げると、もっと回転をとということでございますけども、極力回転率

がよくなるように、利用率が高くなるように、人員等も夜の部も残業で残ってもらったり、それからとにかく使いやすいように担当課としては努力はいたしております。そして、その額を上げたいということで担当課としては極力努力はいたしておりますが、どうしても公的の絡みの行事が多ございまして、いただきたいけどいただけないというのが相当ありますもんですから、その辺で少しジレンマになるときもございすけども、何分おっしゃるとおり貴重な住民からお預かりしてる財産でございますので、担当課とすれば一生懸命有効利用に尽くしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかに質疑ありませんか。田中政司議員。

○11番（田中政司君）

94ページの農林水産業使用料の広川原キャンプ場についてちょっとお尋ねをいたしますが、昨年当初予算320万円ですね、昨年度の予算が、3月の補正でたしかこれ36万円か減額をされております。そういう中で本年当初予算が320万円ということでございすが、ここら辺の予定といいますか、去年は例年より何か理由があって少なかったと、だから本年はそれぐらいはいくだろうという見込みなのか、そこら辺を説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（松尾保幸君）

お答えをいたします。

利用客の減についての考えられる理由といたしましては、天候によるキャンセル、この分が7件ほどあつとります。それから、今社会的な現象で経済状況が余り好ましくないというようなこともあろうかというふうに考えております。キャンプ場といたしましては、同額の今回予算をお願いしているわけですけれども、昨年来られたお客さんに案内状を送付したりやつとります。極力利用していただくようなことで担当としてはやっております。（11番田中政司君「そうじゃなくて、だから、ちょっとよかですか」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

田中議員。

○11番（田中政司君）

昨年320万円同額で補正は減額しとるわけでしょうが、補正で、実績に合わせてと思うけど、それをまた同じ320万円ということが、だからキャンセルの分がそしたら、キャンセルのあつたけんということで理解してよかということ。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（松尾保幸君）

それも一つの要因というふうに私たちは思っておりますので、できるだけ昨年並みの集客をお願いしたいというふうなことで予算をお願いしております。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

非常にいい施設だと思うし、大いに宣伝をしていただきたいというふうに思うわけですが、そういう中で私資料をいただいた中で20年と21年で何がじゃ違うのかなというふうに思ったんですが、教育キャンプというのが平成20年度は15件ぐらい応募があってるんですね。そういう中で昨年が6件というふうに半数以下に教育で使うキャンプが使われてないわけですが、そこら辺の要因あたりわかりましたらお教え願いたいと思います。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（松尾保幸君）

その辺については調査はしていませんが、やはり学校行事との兼ね合いがあったんじゃないかというふうなことで、私たち担当としましては、そのように判断をしておるところです。

○議長（太田重喜君）

田中政司議員。

○11番（田中政司君）

非常に自然に恵まれた、いいところだと思います。これ教育長にもあれなんです、要するに教育キャンプで教育現場の方々と担当の農林課、どういう施設でどういうものがあれば教育キャンプにより有効に使えるか等の研究をぜひなさっていただきたいというふうに思うわけですよ。やはり子供たちを連れて行って、あそこにどういう施設があってどういうものがあれば、より有効に広川原キャンプ場が、これ一つ広川原キャンプ場を使う大きな、例えば子供キャンプも減ってるんですよ、一般の方は大して減ってないんですよ、数字を見れば、何が一番減ってるかという、やはり子供が利用するためのキャンプというのが数が激減してるわけですから、そこら辺を考えて、ぜひこれ一つ教育現場でも使いやすいというか、より来ていただくような施設となるようぜひ研究をしていただきたいということだけをお願いをしておきます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

決算みたいな質問になって非常に申しわけないんですけども、これが嬉野町、もう何年前

だったか忘れてしまいましたが、一般質問の提案を含めて開場期間ですか、広川原キャンプ場ですから、開場期間を夏場から春から秋という形で延長をされました。現在のところ、そのときに1つお尋ねしたいのは、夏場だけの今広川原地区に対して管理委託料ということで40万9,000円委託費として計上されておりますけれども、それが夏場だけのときと今と開業期間が延びたときとその額がふえたのかどうかということ、本当今思っただけ聞くのは恥ずかしいわけなんですけれども、それをお答えいただきたいということと、そしてもう一つは今、夏場の利用者と春から秋に延ばしたときに、それがどの程度利用があつてるのかということがおわかりであれば、月別で私持ちませんので、その利用実績報告だけしか持ちませんので、そこら辺だけお答えをいただきたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

農林課長。

○農林課長（松尾保幸君）

以前のデータは私は持ちませんが、開設が4月下旬から10月下旬までというようなことで開設をしております。利用は8月がメインでございます。今のところは10月はほとんどないというような状況ですね。7月、8月、9月までが一番月別には多いというふうになっております。あと……。〔「委託料」と呼ぶ者あり〕（17番山口 要君「わからんやろう」と呼ぶ）〔「委託料」と呼ぶ者あり〕（17番山口 要君「それは出でまた聞くけん、その分は出で聞くけんよか、関連でそういっただけ」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

よかですね。ほかにございませんか。（17番山口 要君「お1つだけ」と呼ぶ）山口要議員。

○17番（山口 要君）

これはもう細かい分なんですけれども、リフレッシュ農園でこれが使用料として94ページですけれども12万円計上がされております。これ出の部分と言いますと14万3,000円で2万3,000円の赤字ということになるわけなんですけれども、このリフレッシュ農園、利用料を上げるという考えも全くないし、このままずっと続けていかれるお考えなのか、あそこのもうリフレッシュ農園と言えるんじゃないかと、ある意味ではもう以前からすれば、全部使って、そして一人で何区画もされてる方もあるわけなんですけれども、まず入りの分ですから、利用料を上げるお考えがないのかどうかということだけお答えをいただきたいと思っております。

○議長（太田重喜君）

産業建設課長。

○産業建設課長（宮崎和則君）

お答えをいたします。

確かにおっしゃるとおり現在の利用料では支出のほうが大きいかと思っておりますけれど、ただ

担当課といたしましてもそこら辺は検討はいたしておりますが、今ここでどうこうということはお答えできませんので、今後検討いたしていきたいと思います。（17番山口 要君「いいです」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第13款、使用料及び手数料までの質疑を終わります。

次に、予算書99ページから111ページ、第14款、国庫支出金及び第15款、県支出金の質疑を行います。質疑ありませんか。山下芳郎議員。

○4番（山下芳郎君）

99ページの生活保護費についてであります。今期約4億円計上されております。前年度の分を見ても約3億700万円ということで、9,300万円の収入というたらおかしいんですけど増額になっております。非常に厳しい中でますますふえていくと、国も民生費を云々と流れの中で、私がお尋ねいたしたいのは、受給該当要件がどういった形になっているのか、またこの件数が前年、またこの予算の中でどのくらい見込んでおられるのか。もう一つは、不正じゃないんですけどもよくメディアあたりで聞かれますと非常にそれを実態と違う形で受給を受けてるという点がありましたんで、実際この当市においてあるのかないのか、該当要件をきっちり満たしておられるのかということを確認させていただきます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩します。

午後2時48分 休憩

午後2時48分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。福祉課長。

○福祉課長（江口常雄君）

生活保護費についてお答えをいたします。

件数ということでお尋ねでしたけれども、生活保護費については世帯認定を、その世帯で交付いたします。それで、昨年との比較になりますけれども、平成21年3月末で183世帯、222人でしたけれども、ことしの2月末で204世帯、272人が保護世帯の世帯数の数になります、人数に。それで、その人数を基礎として生活保護のいろんな扶助費がありますけれども、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、施設事務費ということで積算をして、昨年と比べてこれだけの増額ということで、それは歳出にもありますけれども、そういうふうな見込みを立てております。その中で一番要件として

大きいのは、医療扶助がふえております。医療扶助が大体全体の6割ぐらいありますけれども、生活保護世帯になられるときには、いろんな理由がそれぞれあられるわけですが、病気になるって生活保護になられるという方が結構おられます。保護開始理由の中でも半分までいきませんが、三、四割近くは病気から医療費が支払えなくて生活保護になられる方が多いわけですが、そういう理由で医療費が一番保護費の中で多くを占めております。

保護費の保護の要件を満たしているかということですが、満たさなければ保護費は支給になりません。保護申請を窓口、窓口といいますか、保護担当のほうに相談に来られますけれども、まず相談に来られて、一応保護の説明をするわけですね、生活保護の説明をします。そして、一応その保護の内容を聞いて申請をするかどうか、したいということであれば、一応書類を持って帰って考えていただくわけですね。そして、申請に必要な書類を書いて、また持ってきていただきますけれども、今度は申請をしていただいたら、その内容を、もちろん聞く時間も数時間に及びますけれども、今度はその書類で本人さんの収入、預貯金とかローン、生命保険、すべて会社に調査を出します。そして、援助していただく方、御家族とか親戚とかですね、そういう方たちにも照会をします。そして、最低生活の基準がありますけれども、その最低生活費に収入が満たなければ生活保護という形になります。ですから、今保護を受けておられる方は、そういう調査の上で保護に該当するという事で認定をされておられるということです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

どうですか。山下議員。

○4番（山下芳郎君）

今お聞きしました。相当厳しい要件の中で、もちろん御本人さんも生活に厳しいからこそ申請をなさるんでしょうけども、私も一回窓口につき添いで来たときに、初めてそういう要件等々の一端だけお聞きしたんですけども、やっぱりまずもってまず生活できない、収入がないということ、また保険等々生命保険ですね、加入してはいけない、もしくは車は持ってはいけないとか、もちろん世帯ですから、家族でそういった要件が扶助できる形であればいいんでしょうけども、それもなかったら、当然該当になるということの中で、相当厳しい条件なんですけども、それでもやっぱり4億円の一つの大きな予算をとらないかと、特に前年からしますと21年度からしますと9,300万円のが130%アップですね、ということでありまして、相当厳しい中でもこれだけの該当があるということは承知いたしました。

じゃ、以上お聞きしまして了解いたしました。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

109ページ、総務委託費の一番上の権限移譲費事務費ということで149万6,000円載っておりますが、どのような事務が委託されているのか教えてくださいませんか。

○議長（太田重喜君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（中島直宏君）

お答えいたします。

業務につきましては、現在23業務ということになっておりますけれども、県のほうから権限を移譲されております業務につきましては、墓地埋葬に関する法律に関する事務あるいは鳥獣保護に関する事務、それから駐車場法に関する事務、土地区画整理法に関する事務等々でございますけれども、すべて言ったほうがよろしいでしょうか。（12番織田菊男君「23」と呼ぶ）23業務。（12番織田菊男君「後から書いてくれたらいい」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

織田議員。

○12番（織田菊男君）

今23ということですので、後でそれは結構でございますが、23の項目に対して事務量が大体どのくらいあるかですね、大体どのくらいの間の方がかかわっているか教えてくださいませんか。

○議長（太田重喜君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（中島直宏君）

お答えいたします。

事務にかかわっている職員の事務量ということでは、ちょっと今のところそこまで把握はしておりませんけれども、毎日毎日発生する事務でもございませんで、その時々発生した段階で担当の者が事務に接しているということでございます。そのようなことで、交付額につきましては均等割と件数割ということで交付がされております。均等割につきましては、ほぼ1件につき2万円と、あとは件数につきましては件数に対する交付額ということでございます。トータルで152万5,000円ということで計上しているところでございます。

済みません、失礼しました、149万6,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

以前ちょっと聞いたことがあるんですけど、移譲事務の関係が非常に多くて、人間がちょっと多いということで人件費のほうが多いということで聞いております。今後もこのようなことがずっとふえてくるとは思いますが、そのようなときにどのような形で今後進まれるわけですかね。わかりますか、私の質問。今後もこういうのがふえてくると思います。そういうときに、今の人員でどのような形で進めますかということです。

○議長（太田重喜君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（中島直宏君）

お答えいたします。

権限移譲につきましては、毎年県のほうからいろいろ要請がっておりますけれども、権限を受けてくれないかというふうなことで県のほうから依頼がっておりますが、内容によりましてうちのほうで受けれる業務とそうでない業務がございますので、中身を精査しながら対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。（12番織田菊男君「ちょっと違う分ですけど」と呼ぶ）織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

給付金の項です、114ページ、ふるさと応援寄附金ということがございます。これが前年度が5,000円、今年度が……。まだか、済みません。

○議長（太田重喜君）

そこまで行ってないですよ。

ほかにございませんか。辻浩一議員。

○1番（辻 浩一君）

101ページですけど、ちょっと初めて聞くような名前ばかりなので、どういった使用目的なのかちょっと教えていただきたいんですけども、まず一番上の地域生活支援事業、次に次世代育成支援対策交付金、それからあと所管ですのでちょっと聞きにくいんですけども地域住宅交付金家賃低廉化補助金をお願いいたします。

○議長（太田重喜君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

議員の質問の中の一番最後のほうだと思いますけれども、地域住宅交付金の家賃低廉化補助金ということで計上いたしておりますけれども、これにつきましては、うちのほうは当然

市営住宅なんですけれども、極端に言えば市営住宅がもし民間アパートであったならば幾らかというのはいろいろ計算してございますけれども、その分の、そして今の家賃との差額、例えば通常だったら月5万円ぐらいかなと、市営住宅だったら2万円と、そして差額の3万円に対して国から45%の補助を出しますよと、そういった性格の内容でございます。

以上です。（1番辻 浩一君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

こども課長。

○こども課長（永江邦弘君）

お答えをいたします。

お尋ねの3節でございます次世代育成支援対策交付金でございますけれども、これは国庫補助として国から2分の1の補助を受けて実施する事業でございますけれども、まずこの次世代育成支援交付金の中には2つの事業がございまして、まず1つは延長保育事業でございます。これは各保育園が取り組みを行っておりますけれども、どうしても保護者が迎えに来る時間あたりが少し遅くなるというふうなことで、1時間程度延長をして保育をするというような事業でございます。

次に、あと一つ子育て短期支援事業という事業がございまして、これは保護者が病気とかいろいろな事情で家庭での児童の養育がちょっと困難であるとか、いろいろございますけれども、そういうふうなときに児童施設あたりに一時的に短期的に入所をさせて養育をするというふうな事業でございます。これにはあとこの中にまた2つございまして、ショートステイという事業とトワイライトステイという事業の2つがございまして、ショートステイというのは泊まりをさせる事業でございまして、どうしても両親が見ることができないということで泊まりをするわけです。もう一つはトワイライトステイというのは、夕方あたりから子供を見たり、あるいは休日に子供を見たりとかということで、これは宿泊ではございませんけれども、そういうふうな事業がここに言う子育て短期支援事業という事業でございまして、その大きなくりとして次世代育成支援対策交付金事業というものがございまして、

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（江口常雄君）

お尋ねの地域生活支援事業について、概略になるかと思っておりますけれども御説明をしたいと思います。

この事業に該当する事業というのが、主要事業の説明書で申しますと38ページの障害者相談支援の事業ですね、それと39ページ、地域活動支援センターの事業ですね、それと42ページ、福祉ホーム、50ページ、コミュニケーション支援事業、51ページ、日常生活用具給付事

業ですね、それと52ページ、移動支援事業です、それと53ページ、訪問入浴サービス、それと54ページの日中一時支援、そして55ページ、自動車改造助成、ここの9事業を国が示す補助枠の中で配分して、その配分に従った額というのを補助事業でお願いしておりますので、中身についてはその説明を見ていただければと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。平野昭義議員。

○16番（平野昭義君）

106ページ、農林水産、中山間地域直接支払事業のことでちょっとお尋ねします。

まず、中山間は大体こととして終了、今年度で終了と聞いておりましたけど、さらにあと10年延長するというふうにも書いて……。まず、聞きたいことは、補助地域の面積ですね、面積が減っているのか、ずっとふえておるのか、その辺が第1点ですね。

それから、農家の戸数ですね、戸数が減ったかふえていってるのか、今までのんと、平成12年からやってきた中で。

それから、その中で難しい言葉ですけど通常単価とそれから8割単価とありますけど、それも田と畑と別々でございまして、その割合とか、簡単でいいですから内容ですね。

それから、今度から新しく戸別所得方式が採用されるようになっておりますけど、例えば一つの例といたしまして、中山間地域の方が10アールつくったと、そうした場合には農家の手取りは今までの幾らで今回は幾らということのもし試算があれば教えてください。

それから、大事なことは、予算書と説明書と金額が莫大に違いますけど、どちらが本当なのかその辺をちょっと最後でいいです。

○議長（太田重喜君）

これを今入りでせんばなんですか。予算の説明資料等を見てもわかるとお入り、出のほうでなくちゃわかりづらいと思うんです、入りでやりますか。（16番平野昭義君「後でもいいですよ」と呼ぶ）議事進行に協力してください。これは出でお願いします。（16番平野昭義君「はい」と呼ぶ）ほかにございませんか。（16番平野昭義君「いいですよ、後でいいです、もう時間が来とる」と呼ぶ）小田寛之議員。

○6番（小田寛之君）

108ページの県支出金、西岡家の修理事業と、あと上の伝建地区の保存対策事業、これ国庫支出金は2分の1になつとるけど、県支出金の定額というとは、今さら聞いてもあれかもわからんですけど、金額のこの定額で出るとの根拠というか、算出する理由はどうなっているんですか。

○議長（太田重喜君）

社会教育課長。

○社会教育課長（植松幸男君）

西岡家の補助の定額と国が2分の1、県費が定額の1,000万円というふうなことですけど、算定基準といたしますか、これについてはもう平成20年度から1,000万円というふうなことで定額ということに来ております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

小田議員。

○6番（小田寛之君）

その定額というとはわかるんですけど、その定額の何の算出の根拠というか、県側に聞かんばあれやろうけど、何でこういう1,000万円ということと459万7,000円という数字が出るのか教えていただきたい。

○議長（太田重喜君）

社会教育課長。

○社会教育課長（植松幸男君）

済みません、今ちょっとそこまでの細部の資料を持ち合わせておりませんで、後だってよろしいでしょうか。済みません。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

細かい部分だけちょっとだけお尋ねをしてみたい、わからない部分がありましたので。103ページの外国人取り扱いの分なんですけど、登録事務費、今現在嬉野市に登録されている外国人の方、外国名と人数とだけお知らせをいただきたいということが1つと、そして109ページの県税徴収取扱費が昨年度の3,810万円から今年度4,158万円に増額になった、これ税務課ですか、総務課ですか、税務課ね、その理由をお答えをいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

本庁市民税務課長。

○市民税務課長（本庁）（淵野美喜子君）

お答えいたします。

外国人登録の国別とおっしゃったでしょうか。（17番山口 要君「国別と人数」と呼ぶ）21年12月31日現在ということで調査報告をしておりますので、それでお答えいたします。

総数で147名ですね。まず、国別で言いますと、アフガニスタンが1、中国69、エクアドル1、韓国または朝鮮53、フィリピンが18、スロベニア1、米国が3、モロッコが1、計の147となっております。（17番山口 要君「モロッコ幾らですか、モロッコ」と呼ぶ）モロッコ1です。

○議長（太田重喜君）

支所市民税務課長。

○市民税務課長（支所）（小野彰一君）

お答えいたします。

徴税費委託金の県税徴収取扱費の積算基礎としまして3,300円の1万2,600人、これ1万2,600人というのは個人の市民税の73ページでございますが均等割の人数の分でございます。通常といいますか、納税義務者1人当たり3,000円となっていましたのが、特例措置の改正案が出まして特例としまして300円プラスになっております。それで、1人当たり3,300円となりまして、均等割の納税義務者の1万2,600人を掛けた分の数字でございます。

以上でございます。（17番山口 要君「わかりました、はい、はい、わかりました、いいです」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なしと認めます。（8番梶原睦也君「認めてください」と呼ぶ）梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

ちょっとこの内容をちょっと聞きたいだけです。104ページの生活保護費県負担金の法73条該当者、この説明をお願いしたいと思います。（「ちょっともう一回」と呼ぶ者あり）予算書の104ページの生活保護費県負担金の法73条該当者の説明をお願いいたします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（江口常雄君）

73条該当者というものがどういうものかというお尋ねかと思えますけれども、この73条該当者というのは、生活保護者の中で居住地がないか、または明らかでない被保護者について市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費、この4分の1を県が負担するというものでございます。具体的にどういう方かといいますと、その対象のほとんどは長期の入院等によって住所が病院もしくは施設にある方というのが実情のようです。これらの方に係る保護費の市町村負担分を県が見るという内容になっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

梶原睦也議員。

○8番（梶原睦也君）

ということは、例えば病院に長期入院されている方、住居がなくて病院に入院されてる方、また市外にいらっしゃる方というのはこの対象ということではないわけですか。

それともう一点、この対象になる方が嬉野市内でどれほどいらっしゃるのかというのもお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（江口常雄君）

この対象者の基本的な期間といいますと、大体6カ月ぐらいというふうに法の中では規定をされております。それを過ぎたら、その住所地ということになるかと思えますけれども、今現在は、現在はと申しますか、この2,428万8,000円の積算基礎としては23名の方、23名で月額35万2,000円の12カ月、その4分の1を見込んでおります。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ようございますか。（8番梶原睦也君「もう一点」と呼ぶ）梶原睦也議員。

○8番（梶原睦也君）

そしたら、先ほど私が質問した嬉野市外、例えば佐世保に嬉野の方が住んでらっしゃるかとかという分の負担というのはどのようになるのかお伺いいたします。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（江口常雄君）

失礼いたしました。入院先がとか施設がそちらであっても、ある程度の期間、6カ月等々期間は嬉野市で負担をするということになるかと思えます。

○議長（太田重喜君）

梶原議員。

○8番（梶原睦也君）

そういうことじゃなくて、嬉野市に住民票があって、ほかの市町村に生活されてる方で、その地域で生活保護申請、これ申請できますよね、例えば逆に言えば、嬉野市に住民票がない方が、例えば佐世保市の方が嬉野市に住民票がなくても嬉野市で生活保護の申請できますよね。この負担というのはどこが負担するのかというのをお聞きしてるんですよ。

○議長（太田重喜君）

福祉課長。

○福祉課長（江口常雄君）

お答えをいたします。

うちでも鹿島出身の方とか武雄出身の方でうちに相談に見えますけども、近ければ協議をしてどちらから申請してもらうかというのは協議をしますけれども、大体基本的には住所地でそういう住所がわかってる方にはしますけれども、遠くからふらっと来られた場合は、例

えば北九州とか大阪とか来られてこちらでということであれば、もうその申請地で保護を出すということになります。

○議長（太田重喜君）

いや、費用負担と言うたろう。その費用負担。

○福祉課長（江口常雄君）

費用負担も、ですから……。 （8番梶原睦也君「こっちで出すということでしょう」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

いいですね。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで第15款、県支出金までの質疑を終わります。

議案質疑の途中でございますが、ここで15時40分まで休憩いたします。

午後3時32分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

予算書111ページから125ページ、第16款、財産収入から第21款、市債までの質疑を行います。質疑ありませんか。織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

114ページのふるさと応援寄附金でございますが、前年度は5,000円、ことしが5万円ということになっておりますが、これは実際はどのぐらい寄附金ございましたか、今まで。そしてまた、多分ふえてるから、1件ぐらいはあったと思いますが、どちらからあったか教えてくださいませんか。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

ふるさと応援寄附金についての御質問でございます。これまでの寄附金についてお答え申し上げます。平成20年度に58万5,000円でございます。平成21年度現在までに38万円の寄附をいただいております。合計で96万5,000円でございます。本年度10口5,000円でふるさと応援寄附金を目指しておりますので、本年度10口分を予算計上させていただいておるということでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

このふるさと応援寄附金がもう数年前からあつてると思いますが、大体どちらのほうから、東京、大阪、ほかの地区、大体どちらから寄附金が多いか教えてくださいませんか。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

日本全国にわたっておりまして、申し上げますと、千葉県、長崎県、佐賀県は武雄市、大阪府、佐賀県は白石町、それから佐賀県は唐津市、それから鹿島市、それから佐賀市、それから横浜市、山口県といったところから受けております。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

この件ですが、一応関東嬉野会、吉田会、塩田会、それから関西嬉野会というのがあると思います。そういう点でも一応PRはしておられると思いますが、会に対していろいろ米やらお茶やら持っていつてもらっていると思います。私も行っておりましたのでわかりますが、そういう点でPRをもっとするべきじゃないかというふうな考えを持ってありますが、パンフレットなどは送っておられますか。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

パンフレットにつきましては、先ほど議員さんおっしゃったとおりふるさと会のほうに持って行って参加者の方に配布をしております。あと市のホームページのほうでふるさと応援寄附金についての掲示を行っているところでございます。

○議長（太田重喜君）

ほかに質問ございませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

出もありますけども、とりあえず入りの分だけの関連で御質問したいと思いますが、このふるさと寄附金については、嬉野市役所の中に市外から来ておられる職員がいらっしゃると思うんですよ。その市外から来ておられる職員さんも当然この対象になってくるはずなんです。1つは、今嬉野市外から来ていらっしゃる職員の方何人いらっしゃるんですかということと、このことについて総務なり企画なり何なりからその職員に対してそういう要請をしたことがあるのかどうか、まずその点だけをお尋ねをしてみたいと思います。

○議長（太田重喜君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（中島直宏君）

お答えします。

市外からのうちのほうは職員につきましては、ちょっと今現在資料を持っておりませんので、早急に調べてお答えしたいと思います。（17番山口 要君「大体何人ぐらいですか」と呼ぶ）10人とは言わないと思いますけれども、10人以上になると思いますけれども。（17番山口 要君「10人じゃなかでしよう。そういう少なか数字じゃなかでしよう」と呼ぶ）（「全部で30人ぐらいはおると話」と呼ぶ者あり）（17番山口 要君「暫時休憩求めます」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

暫時休憩。

午後3時47分 休憩

午後3時47分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

わかりませんか。

暫時休憩します。

午後3時48分 休憩

午後3時48分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

市の職員に対するふるさと応援寄附金についての要請を行ったかということにつきましては、ふるさと応援寄附金が発足した平成20年当時は担当課あるいは市長のほうからも職員に対するそういった広報は行っていると思います。ただ、最近職員に対しては特に行っておりませんが、現在いただいている先ほど申し上げました11件程度の中で6件が職員に絡むものでございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

これは本来の趣旨からはちょっと外れるとは思うんですけど、このふるさと応援寄附金の趣旨から外れると思うんですけども、当然市外から来てる職員さんというのは、それに該当するわけですので、私はそこで率先してそのことを職員の方にとにかくお願いをするという

んですか、これ免除されるわけですから、税額でね、だからそこら辺のところではぜひ再度要請をしていただきたいということ、当然今おっしゃるには、最初だけぼんと打ち上げ花火か線香花火か打ち上げるみたいにぼんと上げて、あとはもうそのまま21年度も何もしなかったということでしょう。ことしについては何もそのこと要請何もしておられない。ですから、もう一遍そのことについて職員の方何人来てるかそこら辺を把握をして、その職員の方に無理強いはできませんけども、とりあえずお願いだけはしていただくことを要望して終わります。

○議長（太田重喜君）

よろしく取り扱い方お願いします。企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

わかりました。（17番山口 要君「頭下げんでよかです」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

111ページの財産貸付収入のところでは、上から2番目の土地建物貸付収入の中の上から2番目、久間子守保育園、それから旧塩田町学校給食センター跡地のこの2点のところなんですけども、20年の決算と21年の当初というのは同額なんですよね。ところが、この2つについてはほんのわずかな金額ではありますけども減額をされてるわけですよ。通常こういう土地関係の結局契約というのはずっとやられていると思うんで、何で去年とことしで金額が変わったのか、その理由をお教え願えますか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

久間子守保育園及び旧給食センター跡地の使用料の算定につきましては、路線価から算定をいたしております。路線価が変われば使用料も変わってくるというふうになります。そういうことで前年比較で違いがございます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

ということであれば、ほかのところも変わる可能性があると考えていてよろしいわけですよ。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

算定に当たっては路線価の価格をもって算定しておりますので、その価格が変われば、使用料も変わってくるというふうになります。

以上です。（13番神近勝彦君「ということは、今までなかったということ」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

ということは、今までここは路線価の表示がなかったと理解をするわけなんですけども、それでよろしいんですか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

路線価はございまして、路線価あります。（13番神近勝彦君「路線価あるとね」と呼ぶ）そして、そこの分については3年ごとに見直しをやるような形になります。（13番神近勝彦君「だから、ほかのところも路線価あるじゃないですか。だから、ほかのところも路線価が変われば、結局こういうふうにならずかですけどもずっと変わっていくんですかということですよ」と呼ぶ）変わってまいります。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

111ページ、利子及び配当金のところですけど、下から4番目の奨学金積立金というのが6万8,000円ございます。これは多分利子だと思いますが、大体貸付金の利子は大体どのくらいになっていきますか。

○議長（太田重喜君）

会計管理者。

○会計管理者（田中 明君）

奨学資金のこれは基金の利子でございますので、奨学金の貸付金の利子ではございませんので、よろしいでしょうか。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

これ事務処理上の質問ですけれども教えてください。115ページの繰入金の例えば学校建設基金繰入金、公共施設建設基金繰入金がありますが、これが説明では廃目というようになっておりますが、これ例えば1,000円でも科目存置の必要はなかとでしょうか。これどうせ肉づけがあれば、今後早速これは繰り入れをして使う必要があると思われませんが。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

基金について科目存置をしておく必要があったんではないかということでございますけれども、当初予算ということで今のところその予定がないということで0にさせていただいております。当然今後科目が必要になれば、その時点で科目の設置をさせていただくようになるかと思えます。

以上です。

○議長（太田重喜君）

副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

予定がないと言われましたが、これは多分予定あるとですよ、もうずっと市長の所信表明でもはっきり学校建設にしてでも表明されておりますし、体育館にしてでももうすぐ計画に入るというようなところがありますので、その辺当初で予定がなければ科目存置の必要はないんですか。

○議長（太田重喜君）

財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

お答えをいたします。

これ予算のつくり方にもいろいろ手法あるかと思いますが、去年のやつでも廃目にした科目がございます。今回予算書のつくり方、当初予算のつくり方として廃目にさせていただいてるところです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。神近議員。

○13番（神近勝彦君）

122ページの雑入なんですけれども、これちょっと予算書とは若干外れるかもわかりませんが、ちょっと教えてください。下段のほうに印紙、証紙売りさばきということと手数料

が上がっております。これ仮に県なんかに行くときに市役所で買うことができるんですかね。

○議長（太田重喜君）

本庁市民税務課長。

○市民税務課長（本庁）（淵野美喜子君）

お答えいたします。

一応収入印紙については郵政省のほうから許可をもらって販売しております。県の証紙についても佐賀県のほうから許可を得て販売をしておりますので、いつでもお買い求めいただけます。旅券の場合のみの売りさばきではありませんので、金額等もある程度そろえて支所、本庁、それぞれの窓口で取り扱っております。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

私の知り合いの中に年に何回か県のほうに証紙関係を一括で十何万円とか二十何万円買われる方がいらっしゃるんですよ、何者かですね。そういうことで、いつも買われるときは鹿島の総合庁舎の前とか、あるいは県庁のほうとかに行って張っていらっしゃるんですよ。今まで庁舎のほうで買えるということを私知らなかったものですから、売ることによってまた手数料が入ってくるわけですよ、ここに二十何万円上がっているようにですね。そういうことであれば、そういう皆さんに証紙関係、印紙関係については本庁あるいは支所のほうで取り扱っているのということでお伝えをしていいわけなんですね。はい、わかりました、ありがとうございます。

○議長（太田重喜君）

本庁市民税務課長。

○市民税務課長（本庁）（淵野美喜子君）

一応枚数的には売り上げが月によって額によって違ってきますので、収入印紙については高額に購入すれば手数料下がる場合があるんですね。それで、本庁、支所で毎月少しずつ買っている状態なんです、収入印紙については、県証紙については手数料の額、率が決まっていますので、幾ら買ってもいいんですけども、それで枚数が多くなれば、前もって御連絡をいただければ用意をしておきますので、それをお願いいたします。（13番神近勝彦君「それ伝えとこうね」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。西村議員。

○15番（西村信夫君）

122ページの雑入の件についてお尋ねしたいと思いますが、122ページの下から4行目ですが、有料広告ということで36万円計上されておまして、昨年はずいぶん、ことしが30万円と

ということで6万円の減ですけれども、これは広告する料金を引き下げたのか、あるいは件数が少なくなったのか、その点お尋ねしますけど。

○議長（太田重喜君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

料金は同じ料金でございますが、現在21年度よりも22年度が若干今の段階で年間のトータルが少ないというようなことで見込みとして市報については30万円、それからホームページのいろいろと広告のほうで6万円ですね、その分を計上しております。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

今有料広告というのは、極端に言えば封筒ですね、それにもされておりますけど、どのくらいの件数が取り扱われておるとですか。

○議長（太田重喜君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えいたします。

21年度の見込みで大体55万円、市報が全枠がこれ1万円ですけども46万円、それから半枠のほうがこれ5,000円ですけども十八月分が入って21年度の見込みについては55万円程度を見込んでおります。

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

金額的には示されましたけれども、主な件数、嬉野市内の件数と思いますが、市外も広告を宣伝を受け付けておりますか。その点お尋ねしますけど。

○議長（太田重喜君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

基本的に市内が主でございます。市外も法律事務所、そういったところが何件かありますが、主として市内が主な広告でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかに質疑ございませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

毎回申しますように、どっかからお金を持ってきて集めてこなきゃいけないと思うわけなんですけども、細かい数字の積み重ねがある金額になってまいります。まず、1つお尋ねしたいのは、今は市報、封筒等でされておりますけども、それ以外に考えられる媒体は何かお考えになってる分があるのかどうかということが1つ、そしてもう一つお尋ねしたいのは、じゃ私封筒か何か見たときに、どっかの会社、広告会社にとって、そのところに申し込むような形、ちょっと拝見した記憶があるんですけども、ダイレクトに例えばその広告募集申し込みをして、その例えば今は済昭園さんなんかがございますけども、そこが地域づくり課か何かに申し込みをされてそこでしておられるのか、それかもう一つはそこで受けて、それからその広告会社が封筒をつくるときにその制作会社に委嘱をするということでされとるか、そこら辺をちょっと確認をしたいんですけども。

○議長（太田重喜君）

本庁市民税務課長。

○市民税務課長（本庁）（淵野美喜子君）

窓口封筒についてお話ししたいと思います。

窓口封筒につきましては、郵宣協会というところに頼んでおります。というのは、もう向こうのほうから来られて、私たちが広告をとって無料で提供いたしますということで、1年間で契約をとっております。20年9月から始めておまして、今2年目になりますけども、ちょっと自動で契約更新をしておまして、2年目につきましては広告主が変わりまして、全部じゃないですけども変わりまして提供をさせていただいております。それとともに一般封筒についても郵宣協会、同時に注文といいますか、しておりますので、窓口封筒につきましては、もう必要な分だけ差し上げますということで、注文すればすぐ入ってきますし、今のところ枚数の制限はありません。一般封筒については、大きい封筒と小さい封筒がありますので、それについては枚数制限をされておられるようです。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ようございますか。（17番山口 要君「一つ目の質問の広告媒体。ほかの広告媒体」と呼ぶ）地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

今地域づくり課のほうでは市報関係とホームページの分を広告をしております。あとはどういったものを考えているのかということですけども、その辺のことは担当課、財政等と今のところ検討はしておりません。

以上です。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

まず、前段の部分、とすれば、その分についてはこの有料広告にも上がってこないんですね、と思います。私もそれを確認をしたかったんですよ。その広告会社というんですか、そこが広告を集めてきて市に対して封筒等を無料で差し上げられてるということですね。（市民税務課長（本庁） 渚野美喜子君「そうです」と呼ぶ）それは確認いたしました。

後段の部分ですけども、やっぱり経営努力、細かい部分になりますけれども、やっぱりほかに何か広告媒体ないかぐらいのところは、これ一遍したからこれでいいとかじゃなくして、もっともっと目を広げていって、一つ言えるのはごみ袋でもできるんじゃないですか、ほかの市でやっていますから、現にごみ袋有料広告やっていますよ。だから、当然ほかの広告媒体ないかということで、もう一遍お考えになって検討していただきたいと思います。特に先ほど申しましたごみ袋については、当然もう県内のほかの市町村で採用してるところがあるわけなんですから。いいですね、はい、簡単な答弁だけお願いします。これだれがするんですか、答弁は。はい、市長でいいです、市長で。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

とにかくいろんな媒体を提供できるように研究をして、売り上げが上がっていくように努力したいと思います。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

先ほど市外在住からの職員の数についての報告を本庁総務課長より報告させます。

○総務課長（本庁）（中島直宏君）

先ほどの山口議員の質問に対してお答えいたします。

市外在住の職員につきましては18名になっております。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

ほかに質疑ございませんか。織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

さっき聞けばよかったんですけど、市のほうの奨学金は一応無利子ということで考えてよろしいわけですか、奨学金。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（桑原秋則君）

はい、一応無利子ということございます。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

ちょっと今度は115ページになりますが、1,392万2,000円の積立金を来年度出されるようになっております。これは大体何名分の奨学金を考えられて出されているか、それとまた積立金があったと思います、これは大体何名分ぐらいを考えておられるかということをお聞きします。

○議長（太田重喜君）

教育部長。

○教育部長（桑原秋則君）

お答えします。

これにつきましては、本年度貸付分を基金より繰り入れいたしまして貸付金に支出充当するものがございますけども、出の分については、何ページかな。済みません、お答えします。一応合計で32名分でございます。1,392万2,000円となっております。内訳といたしまして、大学生が17件で975万8,000円、専門学校生が2件分で108万円、高校生が5件分で、済みません、継続を含めましてですね、高校生が継続を含めまして13件で308万4,000円、合わせまして件数で30件分の1,399万2,000円となっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

織田菊男議員。

○12番（織田菊男君）

ここは収入のほうでございますので聞きますが、返済が滞ってるのは大体どのくらいございますか。計画どおり返済はあっておりますか。歳出でも結構です。

○議長（太田重喜君）

それでは、歳出のほうでお願いします。神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

123ページ、雑入のところですね、下から5番目、住宅修繕費本人負担分というのが今回から上がってきているわけですよ。これはどういうときに発生をするのでしょうか。

○議長（太田重喜君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

市営住宅を退去される場合、その時点でうちのほうからも行きまして、通常の損傷といたしますか、それ以外のこれはもう当然本人が修繕して退去するべきであろうというふうなことにに関して本人負担を求めると、そういったことで、現在わかりませんので、今科目存置のみとなっておりますけれども、そういう内容でございます。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

今の内容十分わかるんですよ。今までこれがなかったんですよ。本来市営住宅であろうが民間のアパートであろうが、やっぱり出るときに本人が傷つけた場合は本人がもとに戻すというあくまでも原則があるわけで、そういう中で今までそういう科目がなくて、ことし初めて上がってきたもので、今までがそやけんどういうふうにされていたのかなという気がするわけですよ。ですから、今までは本人さんがすべて自己負担の中で市を通さなくてやられていたのかなという気がしたもので、今回は逆にここで上がったということは、本人さんじゃなくて市が責任を持ってきれいにした分を本人さんから徴収するというふうな形だと思うんですよ。ですから、以前についてはどうだったんですかね。

○議長（太田重喜君）

建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

正直申し上げまして、その実態等は存じ上げないところですが、多分の話で申しわけございません、以前は本人に修理をさせて、そして本人から払わせていたと、じゃないかなというふうなことで、答弁になっておらないと思いますけれども。（13番神近勝彦君「わかりました」と呼ぶ）以上です。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

済みません、くどいようで申しわけないんですが、ちょうど近日に武雄の市営住宅から退去された方を私存じてるんですよ。その方が市営住宅に住んでいて亡くなられたんですよ。それで、家族の方もいらっしゃらなくて、御兄弟が後処理をされたときに、結局公共でいくという建設をするときに壁紙はJ I Sの何号であるとか、畳はJ I Sの何号規格であるとかという一つの基本があって建設するじゃないですか。そのときに私に御相談があったときに、結局そこまで武雄のほうがそういうふうなびしゃつと決めてあったわけですよ。それじゃなかったらだめですというふうな言い方で。その方がきれいにちゃんと畳屋さんなら畳

屋さんへりであろうが表がえとかなんとかもちゃんとさせるつもりでいるけども、やはりそういうところ、出荷証明書から何からすべてをつけなさいというふうな言い方をされたということで私のところに御相談に来られたわけですね。それは武雄市さんのやり方だから、もう仕方ないですねというふうなお話をしよったんですけども、嬉野市としてもそういうふうなやり方をされるんですかね、やられてるんですかね。

○議長（太田重喜君）

暫時休憩します。

午後4時14分 休憩

午後4時15分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。建設課長。

○建設課長（中尾嘉伸君）

お答えをいたします。

確かにそこまで言われる工事と言えば、逆に言えば仕様書じゃないですけどもそういった形で当然すべきかと思えますけれども、うちの今の現行ではそこまではやっていなくて、一般常識的な範囲内で修繕をさせておるところです。

以上です。（13番神近勝彦君「わかりました」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

ほかに質疑ありませんか。田中政司議員。

○11番（田中政司君）

申しわけございません、これ所管なんですけど、本日の新聞で若干ありましたので、1点だけ。125ページのCATVの延伸工事補助金なんですけど、これ市債で合併特例債を借りていわゆる松尾までのケーブルなんですけど、本日の佐賀新聞でたしかこのCATVの普及ということで補助金等の内容で出ておりました。私も詳しく申しわけございません、読んでないんですが、ここで特例債を起債をして仮に補助対象ということになった場合に、これが組み替えといいますか、起債を起こした後でできるのかどうか、そこら辺をお聞きをいたします。そこら辺県との協議等がなされているのかどうか。

○議長（太田重喜君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

きょうの佐賀新聞のほうでCATVの整備の助成ということで書いてあります。この中には事業費負担の内訳は国が24分の6と、県と市、町が24分の7ずつ、それと事業者が24分の4というようなことになっておりますが、これはこういったケーブルテレビに対する助成なんです。この中にこの地図が書いてありますが、その中に特にこの嬉野市と鹿島市について

は2011年の当初の予算で補正を予定をしてあるというようなことで、うちはこの補助によらなくてこの特例債でいくということで検討しております。補助の率としては、市持ち出しの2分の1を23年度で県からの補助が来るということになっております。

以上です。（11番田中政司君「ようわからんやったばってん」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

ほかにございませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

まず、細かい分だけちょっとお尋ねします。

112ページの配当金で今回みずほフィナンシャルグループということで科目存置がされております。昨年度は計上されてなかったんですけども、今回みずほフィナンシャルグループに預けておられるものが恐らく国債だというふうに思っているんですけども、そのことをお示しいただきたいということと、そして122ページの雑入の中で去年キャリーバッグ売り払いということで1,000円の科目存置をしておりましたけども、今回0になっておりますけども、これはもう完全にキャリーバッグ売り払ってしまったのかどうかということを確認を、とりあえずその2つについてしたいと思います。

それとあわせて、120ページの貸付金の分、諸収入の分、地域総合整備資金貸付金で1,496万4,000円、これの内訳をお示しいただきたいと思います。

○議長（太田重喜君）

会計管理者。

○会計管理者（田中 明君）

お答えいたします。

まず、1点目のみずほフィナンシャルグループの科目存置の1,000円でございますけど、これにつきましては国債ではございませんで株券でございます。0.95株を所有しております。その関係で配当金はまだわかりませんので、科目存置だけを……（17番山口 要君「株名まで」と呼ぶ）行っているものでございます。（17番山口 要君「株名まで。下の部分じゃなかよ。株の名称」と呼ぶ）株の名称までちょっと把握しておりませんが、1株ない状態ですと以前の購入の分でございます。配当金として実績が1万円あるかないかの分でございます、株の名称までちょっと把握しておりません。申しわけございません。（17番山口 要君「よかです」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

観光商工課長。

○観光商工課長（山口久義君）

キャリーバッグ売り払いについてお答えをいたします。

キャリーバッグについては、大会等極力必要最小限のというような形で配布といたしますか、

販売じゃなく最小限度の中で大会等に使用してもらっているということで、販売はしてないということを知っておりますので、1,000円の科目を存置をしておりました分を、ことは0ということで計上をいたしておりません。

以上です。

○議長（太田重喜君）

企画企業誘致課長。

○企画企業誘致課長（井上嘉徳君）

地域総合整備資金貸付金元金でございますが、塩田リバーサイドショッピングセンター分が480万円、友朋会分が……（17番山口 要君「ちょっと待って、大きな声で言って」と呼ぶ）友朋会の分が。（17番山口 要君「リバーサイド」と呼ぶ）リバーサイドショッピングセンターぶらっとの分が480万円、友朋会の分が1,016万4,000円でございます。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

一番最後の分からいきますと、今もうこの2社だけになってしまったんですね。（企画企業誘致課長井上嘉徳君「そうです」と呼ぶ）そうですか、はいはい、わかりました。

それと、キャリーバッグは、もう今は全然売り払いはされなくて、もう全部日常のあれに使う分に使用されるということですね、で確認していいですね。

はい、わかりました。もう疲れました。

○議長（太田重喜君）

先ほどの神近議員の質問の中で使用料の件に対する答弁の訂正があります。訂正をお願いします。財政課長。

○財政課長（徳永賢治君）

訂正のお許し得ましたので、訂正をさせていただきます。

先ほど神近議員のほうから財産の貸付収入のところで質問がございまして、予算書の111ページになります。この使用料の算定につきましては路線価を基礎としているということで申し上げましたが、1つだけ塩田リバーサイドショッピングセンター、ここにつきましては定額の契約をいたしております。ほかにつきましては路線価格により算定をしております。このリバーサイドショッピングセンターについては定額で契約をいたしておりますが、条件といたしまして土地の価格が著しく上昇したときは変更契約も考えられる旨の規定がございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（太田重喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで歳入予算全部の質疑を終わります。

これから事項別明細書、歳出について質疑を行います。

予算書127ページから161ページ、第1款、議会費及び第2款、総務費の質疑を行います。

ここであらかじめ時間の延長をお願いしたいと思います。

17時30分までの時間延長をお願いしたいと思います、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、17時30分まで延長をすることに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑ありませんか。田口好秋議員。

○14番（田口好秋君）

総務管理費の地域振興事業費140ページと142ページですが、いわゆる地域活性化協働事業ですね、これが報償費に200万円と142ページの補助金ですね、補助金は大体前年度のような事業と思いますが、報償費に上がってる事業の内容を教えてください、まず1点目。

○議長（太田重喜君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

8節の報償費ですけども、地域活性化協働事業の200万円ですけども、これはUD大会が12月21日に開催されますので、そこに来られる方のお客様の土産品に対する報償費ということで考えております。大体この参加者が1,000人ということで、2,000円程度のこれはこの商品としては「ひとにやさしいやきもの」の募集をいたしました。その中で最優秀品を今吉田の窯元協会のほうで試作をしていただいておりますので、これをUDの全国大会までには商品化をして、大体1つ2,000円程度をお願いをするということで考えております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田口好秋議員。

○14番（田口好秋君）

次に、142ページの補助金の問題ですが、地域活性化協働事業1,285万円、これを補助を出すときのことで2回ほどに分けてお尋ねしますが、補助金を交付する場合は補助金申請をやらなくちゃいかんわけですね。そういったときにこの規則の中ではうたっていないわけですが、もう一つ嬉野市小規模契約希望者登録要綱という、仕事をする場合ですよ、補助金じゃなく仕事をする場合は市税等の滞納がない者とうたってあるわけですね。ですから、補助金をやるときにそういったところを、補助金というと、ある意味ではただでやるわけですから、仕事をさせる場合よりももっと厳格にする必要があるかと思いますが、そういったところ

をチェックされて補助をしておられるのか、ここの規約の中になから、そういったものは全然審査しておりませんかと言われるのか、そういったところをお尋ねいたします。

○議長（太田重喜君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

地域活性化協働事業というのを19年度から23年度までの5年計画で全体事業として5,000万円、この分の2分の1が県の補助金ということでここで掲げております。この補助金の要綱も嬉野市地域活性化協働事業補助金要綱として定めております。そこは今年12月やったですかね、佐賀嬉野バリアフリーツアーセンターがその補助金ということで出しておりますので、そこは今のところ税金の滞納はないと。基本的にはこの要綱の中にはこの税金の未納に対しての要綱は掲げておりません。

以上です。

○議長（太田重喜君）

田口好秋議員。

○14番（田口好秋君）

そういったことは要綱の中に掲げていないからしないと、してないと言われるわけですが、片や仕事をさせていただきますというときには、小規模ですから50万円以下ですね、もう一つ大きな工事についてもいろいろ審査はあろうかと思えます。しかし、補助金は先ほど私が申し上げるように仕事をさせていただくよりももっと本当は厳格にやらずにちやいかんではないかというのを私言ってるわけですね。なぜこういうことを申し上げますかという、やっぱり今いろいろ入湯税とか、きょういろいろ議論が今まであっております。そういったものを入湯税だけでなくほかにもいろいろあっておりますが、そういったところにも無条件でやっておられるのか、私は中身は知りませんよ、しかしそういったものを審査をしないでやっておられるのか審査をしてやっておられるのかと。先ほどバリアフリーツアーセンターを経由してと言われましたが、経由しようとする、しかしやっぱりそこは最終的にそれを補助を受けて仕事をされるわけですから、そのところはチェックする必要があるんじゃないかと、私たち納税者からしたら納得できない問題だと。これは税の未収をいろいろ今追求しております。しかし、そこら辺等のことを考えたら、厳しくやる必要があるんじゃないかと思えますが、市長どうでしょうか。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

御指摘のとおりでございます。いろいろな会議の席等でも私どもの幹部職員の打ち合わせの際にもそういうことはもう常々申し上げておまして、いろいろなお願い等する場合につきましても、滞納、未収等がないかどうか確認をするようにということにいたしております。ただ、今御指摘のことにつきましては、要綱等には漏れておるといことでございますので、ちょっと今後検討させていただいて、その点につきましてもチェックできるような形に持っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。（13番神近勝彦君「関連」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

神近議員。

○13番（神近勝彦君）

今地域活性化協働事業の件で御質問があったわけですが、これは資料の19ページに書いてありますよね、補助金及び負担金ということでバリアフリーツアーセンター1,085万円とみんなのトイレ200万円分というふうなことで上がっておりますが、このバリアフリーツアーセンターの中の補助については、これがこれ事業内容の中のUD関係、この事業も含まれているというふうに認識をするわけですよ。となると、この県の補助744万9,000円というのがありますけども、これはあくまでもバリアフリーツアーセンターだけの補助なんですか。それから、結局UD関係、みんなのトイレ関係、3本この補助金の中へ入ってるんですよ。ツアーセンターの結局運営費とかパソコン関係の情報発信の分、それから今言いましたUD関係の改修の分、それからみんなのトイレの分という3本の事業が入った補助金なんです。ですから、県の補助金が来てますよね、さっき言いましたように、それはこの3つに全部分けてあるのか、分けてあった場合は、結局その金額以上ができないと考えるべきなのか、分けてなければ、分けてなければですよ、結局UD関係で21年度についても残が出ましたよね、結局工事費に対する補助金ですから、ですから金額余ったわけですよ。今回も多分その方式だろうと思うわけですよ。そうなったときに余りますよね。余ったお金というのは、バリアフリーツアーセンターが情報発信とかそういう事業で使っているのかどうか、またみんなのトイレ関係、これも21年度どうなのかわかりません。20年度の事業でいくと、たしか1カ所だけだったんですよ、できたのは、21年度がどういう実績であったのか、そして今年度についてもそのあたりのなかった場合あるいはできた場合の結局余った補助金がさっきも言いましたようにツアーセンターのほうで使っているのかどうか、そのあたりの内容はどうなんでしょうか。

○議長（太田重喜君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

まず、21年度のみんなのトイレの実績なんですけども、これは21年度の8月にUDの宿泊施設とともに調査をいたしまして、みんなのトイレの分が3カ所したいというようなことで、21年度については2カ所で、それ予算的なものもありましたので2カ所、それから22年度については1カ所を予定をしております。全体のこの1,285万円の内訳なんですけども、基本的にバリアフリースターセンターにやる補助金とみんなのトイレの助成の分、それから公共施設等の里親制度の分、それからひとにやさしいPR事業、先ほど言いました200万円の分です、その分の事業に充てております。具体的な金額も、どうですか、金額は。（13番 神近勝彦君「言うてみて」と呼ぶ）バリアフリースターセンターにやるのが、全体としてこの事業の内容についてはバリアフリーセンターの調査分析事業、それから情報提供相談事業、それからまちづくり事業というようなことで人材スポーツ交流の分がこれがバリアフリースターセンターにある事業として985万円、それからみんなのトイレが200万円、それから公共施設の里親制度、これが53万9,000円、それからひとにやさしいPR事業が241万2,000円の予算になっております。

以上です。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

ちょっと待ってくださいね。今の御説明でいくと、公共施設の里親制度というのはたしか別にありましたよね。ありましたよね。どっかにあったと思うんですよ。（「委託料」と呼ぶ者あり）委託料だったんですかね。ここに53万9,000円ありますよね。PR事業もあったかな、PR事業、ちょっとPR事業までちょっとわかんないですけども、今課長が言われた分でいくと、そしたらすべてがこのほかの分ですよ、補助金として1,285万円のほかに結局委託料として53万9,000円の里親とか、そういうのもすべてバリアフリーセンターにお願いをするというふうにとらえるわけですよ。（地域づくり課長中島文二郎君「いいえ」と呼ぶ）でも、そういうふうな形でしか私聞こえなかったんですよ、PR事業にしても何にしても。だから、バリアフリーセンターに1,285万円以外に結局PR事業の分とか公共投資の里親の分なんかも一緒にやるような形でしか私聞こえなかったもんですから、もう一回お尋ねをしたいのと、先ほどお尋ねしたUD関係、これも結局センターの985万円の中に入ってるのかどうかですよ。補正予算のときに、ここにも書いてはあるんですけども、これでいくとUD重点地区整備、障害者等も観光等で利用しやすいバリアフリー化を進める観光施設や宿泊施設等の改修に対する補助というふうにならうたっていますよね。ということは、改修工事に対してお金を出すわけでしょう。だから、この955万円の中にどれだけ入ってるのかということをお聞きしていますし、仮になかった場合、なかった場合の結局この補助金というのが結局そのまま情報発信なんかにも使っていないんですかということです、みんなのトイレ

も含めて、補助金の全体として。

○議長（太田重喜君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

バリアフリースーツアーセンターにやる分が先ほど言いました985万円の分です。あとはみんなのトイレと里親制度とひとにやさしいPR事業については、市がいたします。（13番神近勝彦君「市がする」と呼ぶ）例えばUD重点地区整備事業というのは、これは先ほど申しました昨年8月に調査をいたしましたときに一応UDの宿泊施設、その中に含めて要望がなかったというふうなことで、この分については22年度の事業については上げておりません。最終的にどっかがしたいということであれば、県のほうに変更を申請をしてするのは可能です。全体枠は5年間の5,000万円という枠の中での最終的な調整になると思いますので、もしもUDの重点地区整備をするということがあれば、また変更申請を県にお願いすると。今の段階では去年の調査をした段階では、そういった要望が出ていなかったもので、今回は22年度についてはしておりません。

それから、公共施設等の里親制度ですけども、これも20年度に1カ所、そのときに広報で呼びかけてなかったもんですから、21年度には上げていなかったわけですね。しかしながら、いろんなところからそういったことをしたいという要望があったもんですから、22年度に7カ所程度予算を上げているということです。そういったことでよろしいでしょうか。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

ということは、バリアフリーセンターの情報発信のほうに985万円やるということですよ。ということであれば、去年の21年度の予算からすれば、かなりの増額になるわけですよ。去年の予算としては560万円予算組んであったわけですよ。これが985万円ということは、約2倍近い予算となるわけなんですけども、このあたりの出し方というのが、本当にそれだけの情報発信ができていのかなというちょっと危惧をするわけですよ。要はバリアフリーセンターの言い方を変えれば人件費相当額と思わざるを得ない面も出てくるわけですよ、人間がいなければ情報が発信できないというところもわかりはするんですけども、何かそのあたりが見え隠れしているところもありますし、そうすると、ここの中に19ページの中でこのUD、先ほど読みましたところ、この分の補助というのは、とりあえず22年度についてはないと、ないと考えるべきなんですよね。そしたら、ここに記述してあること自体がおかしくなるんじゃないかなという気がするわけですよ。それ今課長のほうは新たに希望があれば県のほうに御相談して、結局また県の補助金関係をつけたいということをおっしゃいました

けども、その総額の5,000万円はわかります、でもそれが22年度認められるのか23年度になるのかというのは未確定なんでしょう、でしょう、そうなんでしょう。そうなると、補正予算のときに課長が答弁されたことと、これと、そして3月の当初の今の御答弁とは合いません。合いません。

○議長（太田重喜君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

バリアフリースターセンターにやる分でこの人件費といたしましては、前年度と大きく変わっておりません。大きく変わっているのが、今回UD大会が開催されますので、それに向けてのいろんなイベントをバリアフリースターセンターのほうで企画をさせていただいておりますので、その分が非常に500万円程度の予算を計上しております。（13番神近勝彦君「500万円」と呼ぶ）

それから、補正予算のときにUDの重点地区整備と言葉言いました。確かにそのことについてはみんなのトイレも含んだところのバリアフリー化というのを言ったつもりであります。（「違う、違う、違う、違う」と呼ぶ者あり）

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかに質疑ございませんか。山口要議員。

○17番（山口 要君）

今、神近議員の質問の中で私もびっくりして聞いていたんですけども、昨日の補正のときに私は、じゃ今回申し込みがなかったけれども、12月のUD大会に向けて旅館等のもし設備改修等の申し込みがあったときどうするんですかと、それについては、もうこれで終わりですかと言ったときに、課長はそのときに22年度の予算の中で300万円の中でそれで含んでおりますというようなことを答弁されたんですよ、きのう。それは議事録見ればわかると思うんですけど、私の記憶違いと言われればそれまでなんですけど、はっきりそうおっしゃったんですよ。

○議長（太田重喜君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

300万円という意味は、そのとき私が答弁をしたのは、UDの宿泊施設は400万円、事業費が800万円の2分の1の400万円ですよと、そのとき言ったのは、UD化は事業費が300万円がこの3分の2の補助ですよということでその300万円というのを答弁したと思います。基

本的にそのひとにやさしいまちづくりについては、今言ったように、このみんなのトイレとか公共の里親制度、そういったものを含めての事業があるというようなことで説明したつもりです。

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

私はそのような質問をしたつもりはありません。改修について来年どうなんですかということをお尋ねしたんですよ、そのときに。そのときに課長はそんなふうにおっしゃったから、ああ、じゃそれでするんだなということで私は納得をしていたんですよ。だから、そのことを言ってるんです。それが先ほど神近議員の質問の中で課長がおっしゃる答弁というのは、全くそれが全然きのうの答弁と全く違ったもんですから。

○議長（太田重喜君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えいたします。

きのうの答弁ですね、このUD化の宿泊施設については単年度で終わるというようなことで、あとは確かにこのUD重点地区ということも言葉に出ました。このことは確かに今予算の計上をしておりませんが、というのは去年の調査をした時点でそのことも出てこなかったと、みんなのトイレについては3カ所出てきましたので、21年度については2カ所して22年度に1カ所するということで掲げておりますので、そういった全体のことを意味して申し上げた私はつもりです。300万円ということは、このUD事業をするときにはUDの重点地区をするときには限度額が300万円とその3分の2が補助という私は答弁をしたつもりです。

以上です。（17番山口 要君「ちょっともう一つそしたら」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

山口要議員。

○17番（山口 要君）

私も議事録をもう一度確認をしてみたいと思うんですけども、私は宿泊施設という旅館等の要望があったときにという言葉が発言を私はしてると思うんですよ。そういう発言をしたときに、課長はそういうさっきからの答弁をされたんですよ。だから、私は昨日の答弁に対して、きょうのまた答弁というのは非常にずれが出てきてるし、おかしいなということでお尋ねをしたことですので、これ以上もう言いません。

○議長（太田重喜君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

先ほどもUD宿泊施設については単年度で終わると、あとのこの旅館の当然補助は要綱にありますので、でもしかしながら22年度については調査をしたときに要望がなかったと。それをするときには事業費が300万円で、その3分の2が補助制度としてはありますよということで私は答弁したということで考えておりました。

○議長（太田重喜君）

ほかに質疑ございませんか。神近議員。

○13番（神近勝彦君）

130ページ、130ページの委託料の中、人事評価制度構築業務、これは昨年からずっと計画関係をされて、いよいよ22年度からこの人事評価制度というものが始まるということで認識をしておりますけれども、この評価のやり方とか方法、それをやった場合に職員さんが不適であった、不適であったという評価を行った場合、そういう職員さんはどうなるんですかね、評価が低かったとか。

○議長（太田重喜君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（中島直宏君）

お答えいたします。

人事評価の構築制度につきましては、昨年度からということで、21年度からの予算をつけていただいておりますけれども、これにつきましては21年度におきまして評価検討委員会を設けまして、その中で3回ほど検討会を行っております。それで、今制度の案が一応できている段階でございます。そこで、その案の内容につきましては、今後研修をしながら、さらにつくっていきたいと思うんですけれども、内容につきましては制度の特徴といたしましては能力評価と業績評価というふうな2本の柱で評価をするような形をとっております。それで、業績評価、能力評価につきまして評価者を設けまして、例えば副課長につきましては課長が第1評価者で第2評価者を部長というような形で設けて、それで評価を行うように今考えているところでございます。それで、その内容につきましては、この評価を行って、それで優劣をつけるというふうなことではございませんで、職員のおくまで意識を高めていきたいというふうなことがねらいでございますので、面談ももちろん行いまして、それで業務の目標設定に対して自分が気づかなかった点とか、能力的に優劣の部分を確認をしながら向上につなげていきたいというようなことを目的としております。したがって、そのようなことで評価の制度を行ったところで優劣をつけて、例えば給与がどうのこうのとか、そういうようなところには直接結びつけるというふうなことは今の段階では考えておりません。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

これは国の方針の中でつくらなければならないというふうな流れの中で今回、昨年からつくられていくものだという事は理解をしているんですが、結局は人事評価と言いながら身内のなれ合いで終わってしまうんじゃないかなという気がするわけですよ。一緒に極端に言うたら副課長以下の分を課長と部長が評価するわけでしょう。ということは、正当な評価はなかなか難しいかなという気がするわけですよ。今後の考え方としてこういう評価のやり方を第三者を入れたやり方ということ考えた経緯は、今素案ということで今年度も考えられていると思います。ことし施行されるのかどうかは、その制度の構築によるんでしょうけども、やっぱり将来的に身内での評価ということじゃなくて、第三者的というのが一番評価が出やすいわけですよ。ただ、第三者が市役所の職員の業務の内容というものを把握というのがなかなかちょっと難しいという面は思いますけども、このあたりの第三者ということに関しての案は何もなかったんですか。

○議長（太田重喜君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（中島直宏君）

お答えします。

結論から言います、今の段階では第三者を入れた評価というのは考えておりません。それで、今後の例えば21年度の予算をつけていただきましたときには、一応職員の説明会をまず行いたいというふうに考えております。それから、職員の研修を積み重ねながら、評価される側も評価する側も一応研修をしないとまずいけないだろうということで、それを行いながら、それから試行ということで試していきたいと、それで不都合がある分については、これを修正をしながら正しいものに持っていきたいというふうなことで、話し合いの中でこれをちゃんとしたものにつくり上げたいということで、実際に施行になるのは4年か5年ぐらいかかるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。（13番神近勝彦君「もうよかです」と呼ぶ）（14番田口好秋君「関連です」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

田口議員。

○14番（田口好秋君）

先ほどの課長の説明では、私の考えではやらないほうがいい、私の結論ではですね。要するに予算の無駄だと、それよりも日々の研修をもっとやったほうがいいということと私は感じますね、今のようなことであればですよ。やはり神近議員言われるように、第三者を入れた形でやるとか、身内で評価しても何もならんわけですから、それよりもレベルアップに力を注いだほうがいい。そういうことで、いろいろ私今回の今度の議会もそうですが、非常に

訂正とかいろんなものが多過ぎるし、そしてまたこれはやっぱり事務のやり方の問題も少し変えたほうがいいんじゃないかなあと、私なりに見てそう思われるところがあるわけですね。だから、こういうことをやるよりもどっちみちISOとかそういったものに取り組むとかですね、そうしないと、人事評価をやってますよと、外に対してはいいかもわかりません、しかしやっぱり中身を聞いてみて、皆さんほとんどががっかりされるかと私思いますので、また別のこれはこれでしょうがないです、そういった国からのやり方の指示であればですね。しかし、もっと効率のあるやり方を考えるべきだと、そうしないと、いつまでたってもこういったミスとかあるいは迅速化、そういったもの、それからもう一つはいろいろ配置転換がありますが、そういったときのなれるまでの期間、これはだれでも必要ですよ、ポジションが変われば、しかしそういったものももう少し系統立ててやるようなことを考えていかないといけないと私は思うわけですが、市長、非常に一つだけ事例を挙げて言いますが、これだけやっぱり議案の訂正等もあっております。そういったことをどう思われるのか、そして今後そういったものをなくすためのそういった研修とかそういった事務事業の進め方、そういったものが非常に欠落してるんじゃないかと思われるわけですが、市長の考えをお尋ねいたします。

○議長（太田重喜君）

市長。

○市長（谷口太一郎君）

お答え申し上げます。

まず、1点目のことについてお答え申し上げたいと思いますけども、一応現在構築中でございまして、先ほど課長申し上げましたように、まず評価をする場合の評価をする側ですね、側がやはり相当能力を持たないといけないというようなことでのまず研修が必要でありますし、また今度はそれをまた交互に評価すると、逆に言いますと評価するほうも評価されるという立場になるわけでございますので、そういう点では相当な研修を積んでいかないとかなんというふうに思っております。

それとまた、議員御発言のように、外部のいろんな人事の管理の仕方もあるわけでございますので、そういう点はぜひ取り入れていけるようにしていきたいと思っております。

また、今回の議会に限らず以前の議会でも相当口酸っぱく訂正等ないように何回でも指示をしとるわけでございますけども、細かいちょっと数字等の確認等のミスがあったということで大変御迷惑かけておりますけども、本当に今後とも厳しく注意をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。（15番西村信夫君「関連です」と呼ぶ）

○議長（太田重喜君）

西村議員。

○15番（西村信夫君）

人事評価制度構築業務ということで昨年は269万6,000円計上されて、まず事業の目的においては、これ地方公務員法の第40条で規定されておりますので、これが22年4月1日から施行されるということですから、これはしなくてもしてもいいわけですか、まずその点。

○議長（太田重喜君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（中島直宏君）

21年4月1日より国家公務員においては施行されておりますけれども、そのようなことで各市町におきましても当然このようなことでしていくべきというふうに考えておりますけど。しなければいけないということではないと思いますけども。

○議長（太田重喜君）

西村信夫議員。

○15番（西村信夫君）

この人事評価制度については各市独自でしなくてもいいわけですよ、それは。そういうふうな答弁をいただきましたけれども、しなくてよくて269万6,000円を計上してする目的でこれは計上されて、まず昨年はことし21年度は公正な処遇、人材の育成、人材の活用等々を制度に向けて策定されたわけですが、1年目は。それで、2年目はここに書いてるけど219万5,000円計上されて、2年までの間にことしは評価者と被評価者の研修をすると、そして人事評価制度の試行を実施し、フィードバック、見直して行うという事業が計上されておりますので、せんでよかという問題ではなく、せんでよかというものについては予算つける必要はないじゃないかと。

○議長（太田重喜君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（中島直宏君）

お答えします。

しなくていいということではなくて、これは取り入れてやったほうがいいということで、嬉野市としては取り入れてやっていこうということをお願いをしております。

○議長（太田重喜君）

西村信夫議員。

○15番（西村信夫君）

そしたら、する方向でやっていくという言葉信じておりますけども、これは人事評価というものはだれを評価するわけですか。人を評価するのか、あるいは仕事の能力を評価するのか、そしてまたこの評価に当たっては部長と課長さんが評価されると言うけれども、人を評価する、あるいは仕事を評価する、一人一人の職員の見方が違うと思うんですよ。どこ

のあたりを整合性を持ってこれを評価する材料に持っていくのか、その点をお尋ねします。

○議長（太田重喜君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（中島直宏君）

お答えします。

制度の特徴ということで先ほど御説明いたしましたけれども、もちろん仕事に必要な部分の能力評価と業績評価ということで2本立てで評価をするというふうなことで御説明をしておりますが、例えば業績につきましては自分の仕事をどの程度遂行し成果を上げられたかというふうなことの評価、あるいは能力評価につきましては、その仕事をするための質問の態度とか、あと仕事に必要な能力をどの程度発揮できたのかというふうなことを評価をしていくというようなことで能力評価というふうに考えております。それで、その評価をする段階におきましては、点数制で5段階で評価を行うということで今検討をしておりますけれども、その評価の項目につきまして偏ったりぶれがなかったりというふうなことで公平な評価ができるような、そのような評価項目を設けていきたいということで、これを今後検討しながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長（太田重喜君）

ほかに質問ございませんか。小田寛之議員。

○6番（小田寛之君）

131ページの一番下です、損害賠償金、この20万円というこの内容はこういった内容でしょうか。

○議長（太田重喜君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（中島直宏君）

市に例えば持っておる車等で損害を与えたとか、そのような場合の損害賠償についての予算ということで計上しております。

○議長（太田重喜君）

小田寛之議員。

○6番（小田寛之君）

そしたら、これ内容はまだ20万円という根拠は何もないということですね、内容はですね。ここは科目存置で1,000円とか上がってるから、ああ、そうか、予算やけんあれですけど、20万円、上げとってよかですかね、金額ば具体的に決めてですよ。予算がないとできんことであるやろうけど、例えばさっきの入りのところのふるさと寄附金なんかも50万円台、30万円台ってあったにもかかわらず10万円しか計上しとらん状態で、損害賠償金を頭から20万円って、まず損害賠償ってあることがおかしかですよ、あつたらいかんことやけんですよ。

何のあれもない、20万円の金額に対しての根拠というのは全くないわけですか。

○議長（太田重喜君）

本庁総務課長。

○総務課長（本庁）（中島直宏君）

お答えします。

20万円につきましては、前年同様の20万円ということで計上しておりますが、積算根拠等はございません。

○議長（太田重喜君）

いいですか。

暫時休憩。

午後5時7分 休憩

午後5時7分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

とりあえず30分までやってから検討しましょう。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ございませんか。平野昭義議員。

○16番（平野昭義君）

141ページ、総務費の中の委託料のコミュニティ運営管理費が去年も上がっておりますけど、このことについて説明書あたり見てみますと、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を持って分かち合えと、いろいろ立派に書いてありますけど、地域へ行ってコミュニティの話したら、コミュニティって何ねと、全く浸透を余りなくして、久間の場合はもとの役場の横を、もとの役場ですね、そこでいろいろ事務等をしておられますけど、何か事務員さんがただ事務員さんのためのコミュニティかなというた、受けんでもないような気がしますから、私はね、できれば地域に夜でも来てもらって、コミュニティはこういうことですよという、そういうふうな常会もあっちこっちやっておりますから、来てもらいたいと思いますけど、この予算がもったいないような気もしますが、いかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

地域コミュニティにつきましては、昨年の7月にモデル地区3地区を立ち上げていただきました。8月1日から活動をしていただいております。そういったことで毎月コミュニティだよりを事務局長のほうで出していただいております。8月1日から立ち上がって、その部会を立ち上げていただいております。それは6部会ですけれども、その中で21年度につつま

してはその部会で何か一つをするというようなことで部会の役員さんたちで話し合っていた
だいておりますし、地域づくり計画ではこの地区のおおむね10年間の地域計画を作成をして
いただいております。そういったことで、市民の皆さん方にもコミュニティについては理解
をしていただいているところがございます。そういったことで、今地域計画ということを申
しました。これは3月末には3地区ともでき上がりますので、市民の方世帯に1枚ずつを配
布をしていきたいというようなことで、事務局長、会長、役員含めて頑張ってくださいと
おりますので、ぜひ議員さんもそういった場には参加をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（太田重喜君）

平野昭義議員。

○16番（平野昭義君）

私も一度何か案内が来ましたから行きましたけど、その何とかね、会議といいますか、余
りよく意味がわからないような感じでしたけど、ここにも去年の説明書、決算書か、ユニバ
ーサルデザインとバリアフリーデザインの考えを基本とするまちづくりと、いわゆる地域の
特に地域は高齢者が多いのにこういうふうな横文字ばかり使うて全く言うことそのものが恐
らく判断ができないと。ですから、もう少し具体的に形にあらわした例えば今は地域が非常
に子供が少なくていろいろ見守り隊あたりもやっておられるところもあるし、ないところも
ありましょけど、そういうふうなひとり暮らしとか、そういうふうな一人とかがふえてお
りますので、もう少し常会あたりでそういう運動の中身をもう少し話していただいて、そし
てそれを具体的に一月に一遍ぐらいとを各部落にモデル的にやってもらったらいいいと思いま
すけど、そういう点は課長いかがですかね。

○議長（太田重喜君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

先ほどこのひとにやさしいまちづくりと地域コミュニティの分がまざったような話がされ
ております。このひとにやさしいまちづくりについては、19年度の議会でも手続をしてい
ただきました。それに基づいてひとにやさしいまちづくりプランを作成しております、この
プランに基づいて行政がするものと、またそういう団体をお願いするもんを今推進をしてい
るところです。これが地域活性化事業ということで、今地域コミュニティづくりについては、
先ほど言いましたように8月から、その以前の問題も申しますと、久間地区については13地
区ありますが、その中で12地区については説明会にも行っておりますし、また2回のところ
も、前に行ったところもあります。そういったことで、今からこのコミュニティを地域の方
で盛り上げていただければというふうに思っているところがございます、なかなか今までは

言葉だけの説明でなかなかわかりにくかった部分もありますが、今から実際事務局等入れて事務局長がいらっしゃると思いますので会長、役員、事務局とともに頑張っておられます。そういったことでよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（太田重喜君）

平野昭義議員。

○16番（平野昭義君）

今言われることはわかりますですね。ただし、予算がこの説明書見て1,400万円以上ついておると言われれば、余りにも予算から見てそれがよく見えないと、ですから私から言わせれば、もう少し高齢化社会に向けては地域コミュニティづくりもいいでしょうけど、もう少し地域何とかと、日本語でもっとわかりやすくする方法もあるんじゃないかと、そういう点が何か行政言葉を入れたような感じで、言葉そのものに皆さんが非常になつかんというかね。ですから、もう少し皆さんが、うん、よかよかと、本当によかったと、今からやりましょうというふうな雰囲気になるような運動ですね、それもまた事務員さんもやっぱりたまには部落を、会議のときばかりじゃなくても一日おらすはずやけんが、自転車で回ってきて、やっぱり人間関係をつくっていくと、そういうことが一番基礎じゃないかと思ひますけどいかがでしょうか。

○議長（太田重喜君）

地域づくり課長。

○地域づくり課長（中島文二郎君）

お答えをいたします。

議員さんが言われるそのとおりです。今までの去年の8月から立ち上げてなかなか部会の立ち上げとか部会での協議とか、それから地域計画の作成とか、なかなか地区のほうに出ていかれなかった部分もありますので、今後はそういったことで地域のほうに出向いて行って地域の方とそういったことを進めていっていただきたいと。

それから、このコミュニティ運営費の1,117万3,000円ですけども、これを久間地区と大草野地区、吉田地区、それから五町田地区と轟、大野原地区の5地区の委託費でございますので、金額的には一番最低限の見積もりしております。

それから、このコミュニティの名称ですけども、いろんなことも私らも考えました。もともとが結とかもやいととか、もうそういった意味合いのコミュニティですね、しかしながら、なかなか今度日本語に直すと妙なこのコミュニティという本来の意味が伝わらないというようなことで、これは昨年9月議会でも地域コミュニティ条例を議決をしていただきましたので、そのことで今後ともコミュニティを名称を住民の方に知っていただくように今後もしていきたいと思ひます。

○議長（太田重喜君）

お諮りいたします。

議案質疑の途中でございますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。大変お疲れさまでした。

午後 5 時 16 分 延会